

日々のくらしのなかに人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」の構築

概要

人権尊重の考え方が日常生活に根付いた社会の構築をめざす。

**この施策を実現するための項目**

- ア 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための多彩な取組の推進
- イ 保育所、幼稚園、学校における人権教育の推進
- ウ 豊かな共生社会をめざした社会参加と交流の促進
- エ 市民の自主的な取組の支援
- オ 世界人権問題研究センターの整備
- チ 世界人権問題研究センターの整備

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

プラン番号 プラン事業名

- 1 人権文化の構築に向けた取組の推進
- 2 世界人権問題研究センターの整備計画の策定・推進

**進捗状況**

**1 人権連続講座の開催**

市民に人権問題の学習の場を提供するため、著名人による様々なテーマの人権に関する講演会「人権連続講座」を年4回(15年度からは年2回)開催しており、14年度は延べ672人の参加があった。

**2 ヒューマンステージ・イン・キョウトの開催**

幅広い市民に対して、人と人との交流の大切さや人権問題について考える機会を提供する取組「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を毎年12月に開催(15年度は3月)しており、14年度は延べ1,434人の参加があった。

**3 憲法月間、人権月間の取組**

毎年5月の憲法月間及び12月の人権月間に、市民に対して人権問題について考える機会を提供する目的で、各区・支所が主催して講演会等を開催しており、14年度は延べ4,214人の参加があった(23回開催)。

**4 人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」の発行**

人権問題について考える特集や市民へのインタビュー、講演会等の人権学習の場の紹介など人権に関する情報を提供する人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」を年3回、5月、8月、12月に各10,000部発行している。

**5 市民公募事業の実施**

人権を題材とした作品を公募し、市民に人権について考える機会を提供するとともに、入選作品を市民から市民へのメッセージとして活用していく取組を行っている。14年度には「人権啓発標語」を公募し、1,269点の応募作品の中から選ばれた入選作品5点を啓発活動に活用している。

委員意見

男女がともに自立、参画、創造する男女共同参画社会の実現

**概要** 女性と男性が、等しく個人として尊重され、性別によらない多様な生き方が保障されるとともに、あらゆる場において、ともに責任を担いつつ個性と能力を発揮することができる社会を実現する。

この施策を実現するための項目

- ア 男女の人権の尊重
- ア(ア) 女性に対するあらゆる形態の暴力への対策強化
- ア(イ) メディアにおける女性の人権尊重の取組
- ア(ウ) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進
- ア(エ) 男女平等の視点に立った生涯学習・啓発の推進
- イ 職場、家庭、地域における男女共同参画の実現
- イ(ア) 就業における男女平等の確保
- イ(イ) 男女の家庭、地域社会への参画
- イ(ウ) 子育てや介護支援の充実
- ウ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- エ 女性の国際活動の支援
- オ 第3次男女共同参画推進計画の策定と男女共同参画推進条例の制定
- チ 男女共同参画推進条例の制定

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 3 女性に対するあらゆる形態の暴力への対策強化
- 4 審議会等への女性委員登用の推進
- 5 第3次男女共同参画推進計画の策定・推進
- 6 男女共同参画推進条例の制定

進捗状況

1 女性の人権尊重に向けた広報・啓発

13年4月に、ドメスティック・バイオレンスなどについての専門相談窓口(週1回)をウイングス京都に開設し、同年9月には、啓発リーフレット「ひとりで苦しまないで！」を発行した。また、女性に対する暴力についての相談・保護の体制整備等を検討するため、女性に対する暴力に関するネットワーク会議を毎年定期的に開催するとともに、13年度には、被害者をサポートする人への一助となるよう、関係機関向けの対応マニュアルを作成・配付した。その他、15年3月には、シンポジウムを開催し、154名の参加があった。引き続き、女性への暴力防止週間における啓発推進等、女性の人権尊重に向け広報・啓発を行う。

2 情報提供の充実等

「京都市女性総合センター」を拠点として、各種事業を展開している。なかでも、「京都市女性大学」は、14年度には、延べ2,170名の受講者があった。また、毎年、「ウイングス・フォーラム」を行っており、14年度には、内閣府との共催により、「男女共同参画フォーラム」を開催し、講演と対談に900名、分科会408名、全体会420名の参加があった。更に、「男女共同参画社会について考えるグラフ誌E b (い〜ふらっど)」(年3回発行)等による情報提供の充実等、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を進めている。

**3 審議会等の女性委員登用の推進**

政策・方針決定過程に女性の視点を反映するため、各審議会等の女性委員比率35%(平成22年)を目指した取組を推進しており、「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づき、割当制及び事前協議制の周知徹底を図るとともに、人材情報の整備拡充に努めている。なお、15年3月末現在の審議会等の女性委員比率は、24.6%であり、前年調査に比して、0.5ポイント増加した。

**4 きょうと男女共同参画推進プランの策定及び推進**

「第3次男女共同参画推進計画」の策定・推進のため、13年10月に計画の素案を公表し、市民意見募集を行ったうえ、14年3月、「きょうと男女共同参画推進プラン」として策定した。14年からは、各職場に男女共同参画推進員を任命し、計画の推進体制の強化を図っている。

**5 男女共同参画推進条例の制定**

14年4月には、条例に盛り込むべき基本的事項について、京都市男女共同参画懇話会に諮問し、同年8月、「条例に盛り込むべき事項とその基本的な考え方について(中間報告)」を発表し、市民意見の募集や、意見交換会の開催を行った(応募意見530件)。同年12月には、男女共同参画懇話会から答申を受け、条例の制定を15年度中に予定である。

指標 審議会等の女性委員比率 24.1%(2001年度末) 24.6%(2002年度末)

**委員意見**

審議会等の女性委員の割合が低く、これを上げるのが課題である。

「男女がともに自立、参画、創造する男女共同参画社会の実現」で審議会等の女性委員割合の増加度合いを見ると、このペースで進むと目標に届かないのではないかと。こういった方法でペースをあげていくのかも今後の課題である。

子どもの人権の尊重

**概要** 児童虐待やいじめの防止等により子どもの権利を擁護し、子どもの人権を尊重する社会を構築するとともに、子どもたちの社会性や自主性、公共心を培う。

この施策を実現するための項目

- ア 子どもの虐待防止と権利擁護
- イ 子どもの公共心を培う教育の推進

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 7 子どもの虐待防止と権利擁護

進捗状況

1 児童相談所の体制強化

増加する児童虐待に関する相談や通報に対応するために、13年5月に「子ども虐待防止アクティブチーム」を設置するとともに、同年6月からは「子ども虐待SOS」専用電話の設置、「親子ヒーリングルーム」事業の実施を行うことにより、児童相談所の体制強化を図った。<保健福祉局>

2 主任児童委員等に対する専門研修の実施

児童虐待問題に対する予防、啓発を行うため、13年2月に医療機関向け専門研修の実施や虐待対応マニュアルの配布を行うとともに、同年6～10月に主任児童委員等を対象とした専門研修を実施した。<保健福祉局>

3 児童問題シンポジウムの開催

14年11月に、児童虐待防止制度に関する普及啓発のために、「児童虐待防止制度の見直しに向けて」をテーマに児童問題シンポジウムを開催した。<保健福祉局>

4 子どもの人権ハンドブックの作成

市民啓発事業の一つとして、13年度に「子どもの人権ハンドブック」を5,000部作成し、各区・支所等に配布した。<文化市民局>

委員意見

高齢者の人権の尊重

**概要** 高齢者のプライバシーの侵害や虐待を防止し、高齢者の人権を尊重するとともに、高齢者が自立して社会参加できる場や機会に恵まれた社会をめざす。

この施策を実現するための項目

- ア 高齢者の自立と社会参加の支援
- イ 痴ほう性高齢者等の権利擁護

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 8 痴ほう性高齢者や知的障害・精神障害のあるひとに対する権利擁護対策の推進

進捗状況

1 京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議による取組

痴呆性高齢者や知的障害・精神障害のあるひとが権利を擁護される社会を構築するため、13年1月に京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議を発足し、講演会やシンポジウムを開催し成年後見制度や地域福祉権利擁護事業のパンフレットを発行するなど、啓発に努めている。

委員意見

障害のあるひとの人権の尊重

**概要** 障害者に対する物理的, 制度的, 心理的障害を取り除き, 障害のある人もない人も同じ生活を送ることができる社会を構築する。

*この施策を実現するための項目*

- \* 障害のあるひとの人権の尊重
- ち 複合的社会復帰モデル施設の整備

*この施策実現のために推進プランに掲げられた項目*

*プラン番号 プラン事業名*

- 9 精神に障害のあるひとの社会復帰への道筋を示す「複合的社会復帰モデル施設」の整備計画策定・推進

*進捗状況*

**1 京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議による取組**

痴呆性高齢者や知的障害・精神障害のあるひとが権利を擁護される社会を構築するため, 13年1月に京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議を発足し, 講演会やシンポジウムを開催し成年後見制度や地域福祉権利擁護事業のパンフレットを発行するなど, 啓発に努めている。

**委員意見**



特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組

**概要** 特別施策としての同和対策事業を終結するとともに、残る諸課題については一般施策により取組を進め、様々な人が交流、共生する地域社会づくりを進める。

**この施策を実現するための項目**

- ア 特別施策としての同和対策事業の終結
- イ 一般施策での取組の推進
- イ(ア) 住民の自立を支援する取組
- イ(イ) 交流と共生をめざした取組

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 10 特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組

**進捗状況**

**1 一般施策における取組の推進**

13年度末をもって特別施策としての同和対策事業を終結し、14年度から一般施策での取組を推進している。

**委員意見**

多文化共生社会の実現

**概要** 国籍、民族、文化等の違いによる精神的、制度的な壁を解消し、すべての市民が共に生きる多文化共生社会の実現を目指す。

この施策を実現するための項目

- ア 外国籍市民の市政への参画の拡充
- イ 多様なニーズに対応した情報提供・相談体制の充実
- ウ 住宅問題への対策の強化
- エ 就職差別の解消に向けた取組の推進
- オ 多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 11 外国籍市民の市政への参画の拡充

進捗状況

1 京都市外国籍市民施策懇話会の開催

本市における外国籍市民の市政への参加を推進し、共に生きる社会を構築するため、外国籍市民に関する諸問題について調査・審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を求める機関として、10年度に設置した「京都市外国籍市民施策懇話会」を13年度、14年度においても年4回開催し、各年度ごとに市政に対する提言を受けている。同懇話会からの申し入れを受け、13年度実施の本市職員採用試験から、国籍要件を一部緩和した。会議内容については、ニュースレター(年4回発行)及びホームページにより市民への周知を図っている。

2 広報番組や冊子による取組

外国語FM放送局「FMCOCOLO」に8年度から京都市広報番組を設け、本市のイベント、生活情報等を英語、中国語、韓国・朝鮮語、日本語により引き続き提供している。また、初めて京都で生活する外国人の方々が、安心して暮らせるように、医療・行政・災害・相談窓口等様々な情報をわかりやすくまとめた「京都市生活ガイド」を英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語により作成し、配布している。

3 京都留学生住宅保証制度の創設

京都府内では約3,700名の留学生が学んでおり、多くの留学生が民間住宅を利用しているが、日本国内に地縁や血縁のない留学生にとって連帯保証人を確保することは非常に困難であり、民間住宅への入居の際の妨げとなっているところである。13年9月に京都府等関係機関とともに、留学生が民間住宅に入居する際に必要な連帯保証人を機関保証により確保することによって、円滑な住宅確保を支援し、留学生を温かく迎える地域づくりを目的とした「京都留学生住宅保証制度」を創設した。

委員意見

現代社会における多様な人権問題への対応

**概要** 多様な人権問題に関して正しい理解と認識を深め、市民ひとりひとりが身近な問題として考え対処する力を身につけ、現代社会における様々な人権問題に対応する。

この施策を実現するための項目

- ア HIV等の感染症についての正しい知識と理解の普及啓発
- イ 現代社会における多様な人権問題への取組の推進

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

進捗状況

1 HIV等の感染症についての正しい知識と理解の普及啓発

HIV等の感染症に係る普及啓発については、京都市エイズ対策基本方針に基づき施策を推進しており、民間団体の代表者を委員として構成する「京都市HIV感染症対策協議会」からの意見を取り入れた世界エイズデー街頭キャンペーンや啓発グッズの配布など、感染症に対する正しい知識の普及と患者・感染者に対する差別や偏見の解消に向けた啓発に努めている。＜保健福祉局＞

委員意見

だれもがずっとくらし続けたいくなるすまい・まちづくり

**概要** まちや住宅の安全性・地域性・歴史性等に配慮しながら、市民、事業者等との協働により、良質な住宅、住環境を整備し、多様な世代が共生するまちを実現する。

**この施策を実現するための項目**

- ア 安らいだ気持ちでくらすすまいづくり
- ア(ア) 市民の多様な都市居住形態に応じた住宅の供給
- ア(イ) 高齢者や障害のあるひとがくらしやすい住宅の整備
- ア(ウ) 住宅施策の基本的な指針となる新たな住宅マスタープランの策定・推進
- イ ひとにやさしいまちづくりの推進
- ウ 良質な住宅・居住環境の整備
- ウ(ア) 分譲マンションの適切な維持管理の誘導・支援
- ウ(イ) 適正な品質・性能を有した住宅の普及
- ウ(ウ) 狭小・老朽化した市営住宅の総合的改善の推進
- ウ(エ) すまいづくりに関する情報の交流促進
- エ 京都に合った木造住宅の継承・創造
- オ 住み続けられるまちの形成
- チ 公共建築物等のバリアフリー改修の推進

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 12 ひとにやさしいまちづくりの推進-(1)歩行者支援システム(歩行者ITS)の検討
- 12 (3)公共建築物のバリアフリー化の推進
- 13 多様な都市居住形態に応じた住宅の供給-(1)公営住宅ストック総合活用計画に基づく公営住宅の再整備
- 13 (2)特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進
- 13 (3)都心4区の特定優良賃貸住宅における特別家賃補助の実施
- 13 (4)総合住宅相談事業の推進
- 13 (5)総合住宅資金融資制度の実施
- 14 住み続けられるまちの形成に向けた住環境整備事業の推進-(1)住宅地区改良事業の推進
- 14 (2)密集住宅市街地整備促進事業の推進
- 14 (3)改良住宅等改善事業の推進

**進捗状況**

**1 特定優良賃貸住宅の供給促進**

中堅ファミリーや高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給を促進するため、民間の土地所有者等に対して優良賃貸住宅の建設費用や家賃の減額費用の補助を行っている。13年度には特定優良賃貸住宅235戸、高齢者向け優良賃貸住宅18戸の管理を開始し、14年度には特定優良賃貸住宅171戸の管理を開始した。

**2 木造住宅耐震化促進融資制度の新設**

地震による建物の倒壊を防ぎ、市民の生命・財産を保護するため、従来の融資制度から大幅に融資利率を引き下げた「木造住宅耐震化促進融資制度」を15年度から、新たに実施している。

### 3 総合住宅相談事業の推進

13年9月から、すまいに関する総合的な住宅相談事業「すまいよろず相談」を開始した。一般相談、日曜相談、訪問相談、電子メール相談の4種類があり、相談件数は13年度が420件、14年度が672件であった。

### 4 公営住宅ストック活用計画に基づく公営住宅の再整備

公営住宅ストックの有効活用及び質的向上を図るため「京都市公営住宅ストック総合活用計画」(計画期間:平成13~22年度)を策定し、従来の建替えに加え、全面的改善、エレベーターの設置等の多用な改善手法により公営住宅の再整備を推進している。13年度に2団地の建替(唐橋団地1期、桜島団地)、14年度に1団地の建替(嵯峨団地)及び1団地の全面的改善(山科団地1棟)、15年度は1団地のエレベーター設置(西野山団地(4基))に着手している。

### 5 住宅地区改良事業の推進

不良住宅の密集など住環境の整備改善が必要な地区において、良好な住環境の整備改善を一体的に行うことを目的に、住宅地区改良事業を実施している(13年度:崇仁地区、41棟ブロック改良住宅竣工、高瀬川付替え工事完了、14年度:三条鴨東地区、三条21棟改良住宅(仮称)建設着工)。

### 6 密集住宅市街地整備促進事業の推進

老朽住宅の密集や公共施設の著しい不足等を課題とする地区において、防災機能の向上、住環境の整備改善、地域の活性化を目的として密集住宅市街地整備促進事業を実施している(東九条地区:13年度、Eブロックコミュニティ住宅竣工、14年度、H2ブロックコミュニティ住宅建設着工)。

### 7 改良住宅等改善事業の推進

建築後相当年数を経過している改良住宅等について、建替・改善を含む総合的な活用を図る改良住宅等改善事業を実施している。建替については、13年度に楽只地区において本市で初めての更新住宅である楽只21棟を竣工した。15年度は養正地区において養正新1棟(仮称)の建設に着手している。改善については、入居者の高齢化に対応し既存住宅棟の居住水準の維持向上を図るため、住戸内バリアフリー改善工事(15年度から着手)や中層住宅へのエレベーター設置(10年度から実施、14年度までの設置数8基、利用戸数10棟473戸)等を行っている。

## 委員意見

特優賃の「優良」のように、言葉の意味を時代に応じて解釈し、施策を組み合わせることも大事である。

「優良な住宅」と言った時、その「優良」という意味は決して広さや部屋数だけでなく、住宅というハードと住環境に関わるソフトも含む全体の環境に関わるものである。縦割で見えてしまうとどうしても一部分だけの施策になってしまうが、特定優良賃貸住宅を造れば住居環境の向上に資するというだけでなく、例えば高齢者が住む住宅の1階部分に社会参加ができるような働く場所や憩える場所があるような仕組みを持つことも必要である。優良という意味を広さや中身だけでなく、それにまつわる住環境も含めて考え、また若い人から高齢者まで、誰もが一人でも安心して暮らせる家を提供するということが大きな役割である。

バリアフリー化を進めるには、関係者との協力体制を強化する必要がある。(再掲)

どうやったら一番歩きやすいまちにできるのかといった考えのもと、バリアフリー化を進めていく必要がある。市民との協働ももちろんだが、他の関係機関と協議しながら、より住みやすいまちを目指すというのは、行政の役割だ。これだけ良いプランを持っているのだから、ぜひこれを機会に、検討機関の設置など、関係者との協力体制を強化してほしい。

高齢者や障害のあるひとが積極的に社会参加できる機会の提供

**概要** 福祉施設やスポーツ施設を整備し、ボランティア活動を支援するとともに、スポーツ活動の普及・ITなどの活用により、高齢者や障害のあるひとが積極的に社会参加できる社会を実現する。

**この施策を実現するための項目**

- ア 市民すこやかセンターの整備
- イ 地域において高齢者が生きがいをもって社会参加できる機会の拡大
- ウ 世代を越えた交流の場となるイベント開催の促進・支援
- エ 障害のあるひとの自立と社会参加の促進
- オ スポーツに親しめる環境づくり
- カ 情報通信技術(IT)を生かした新しい社会参加への支援
- チ 市民すこやかセンターの整備
- チ 情報通信技術(IT)を生かした社会参加への支援

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 15 高齢者施策を総合的に進める市民すこやかセンターの整備
- 16 精神に障害のあるひとが住民と交流し、社会参加できる「精神障害者ふれあい交流サロン」の増設
- 17 情報通信技術(IT)を生かした障害のあるひとの社会参加への支援
- 18 シルバーサービス施設整備計画の策定

**進捗状況**

**1 長寿すこやかセンターの開設**

13年1月から菊浜小学校跡地を活用して建設工事を行い、15年6月に「ひと・まち交流館 京都」内に長寿すこやかセンターを開設した。併設するショートステイと密接な連携を図りながら、介護とりわけ痴呆の問題についての専門機関として、また、高齢者の総合情報センターとして、本市における高齢者が住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らすことができるよう、高齢者やその家族、事業者等を支援する様々な事業に取り組んでいる。

**2 精神障害者ふれあい交流サロンの整備**

精神に障害のある市民の自立と社会参加の促進を図るため、精神障害者ふれあい交流サロンを14年度事業完了時において、9箇所整備し、15年3月策定の「京都市障害者施策推進プラン」において、19年度目標数を21箇所とした。

**3 障害者情報バリアフリー化支援事業の実施**

障害のある人が障害のない人と同様にパソコン等の情報機器を利用できるようにするため、14年2月に障害者情報バリアフリー化支援事業(重度の視覚障害者や重度の上肢障害者が情報機器を使用するに当たり、必要となる周辺機器及びソフトウェアの購入に要する費用の一部を助成する事業)を開始した。

**4 障害のある方のためのIT利用相談窓口の設置**

14年4月に障害のある方のための「IT利用相談窓口」を障害種別ごとに設置し、パソコンやインターネットの利用方法、利用に当たってのトラブル解決策や支援機器の情報など、様々な問合わせに対応している。

指標 **障害のあるひとが社会参加をしている割合[身体障害者]** 16.2%(1996年) 12.7%(2001年)

---

指標 障害のあるひとが社会参加をしている割合[知的障害者] 17.7%(1996年) 20.1%(2001年)

**委員意見**



高齢者や障害のあるひとの能力向上や働く場の確保

概要

高齢者や障害のあるひとの能力向上を図り、就業の場の確保に努める。

**この施策を実現するための項目**

- ア 高齢者が能力を發揮し働ける場の確保
- イ 障害のあるひとが地域で生活しながら働き活動できる場の整備促進
- ウ 情報通信技術(IT)を生かした就労支援

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 19 高齢者や障害のあるひとの能力向上や働く場の確保-(1)シルバー人材センターへの支援
- 19 (2)授産施設・福祉工場等の整備

**進捗状況**

**1 シルバー人材センターへの支援**

シルバー人材センターにおいては、自らの生きがいや社会参加を図るために、高齢者の希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供しており、14年8月には、新たに北部支部を開設し、より一層、地域に密着した多様な就業機会の確保に努めている。12年度末時点から14年度末時点までの間で、会員数は2,884人から3,608人へと増加し、受注件数は11,459件/年から14,742件/年へと増加している。

**2 障害のある市民の自立と社会参加の促進**

雇用されることが困難な障害のある市民の自立と社会参加の促進を図るため、授産施設・福祉工場を14年度事業完了時において、1,116人分整備し、15年3月策定の「京都市障害者施策推進プラン」において、19年度目標数を1,371人分とした。

**委員意見**

だれもがいきいきと働けるまちづくり

**概要** 勤労者のニーズに合わせた労働に関する情報の提供や学習機会の提供などを通じ、勤労者の福祉の向上を図り、だれもがいきいきと働けるよう支援を行う。

**この施策を実現するための項目**

- ア 勤労者福祉の向上を図るための総合的な施策の展開
- イ 働くひとへの支援の充実
- ウ 働くひとの学習意欲にこたえる学習機会の提供

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**進捗状況**

**1 京都労働学校の取組**

勤労者の教養と自覚を高め、その社会的・経済的地位の向上に資するために、京都労働学校において、勤労者のニーズに対応した仕事に役立つ資格取得講座などを行い、時代に即応した勤労者教育に取り組んでいる。

**2 勤労者金融対策**

勤労者が安定した生活を営めるよう、勤労者金融対策として低利の生活資金融資を行い、勤労者がより利用しやすいように金利の引下げや広報に努めてきた。

**3 勤労者情報対策**

勤労者情報対策として、ホームページや情報誌を通じて、勤労者にとって役立つ関係法令をはじめとする最新の情報を提供している。

**委員意見**

学校と家庭・地域の連携

**概要** 学校・家庭・地域が相互に結ばれた関係をつくることで社会全体の教育力の向上を図り、地域の特性を踏まえた教育活動を推進する。

**この施策を実現するための項目**

- ア 開かれた学校づくりと家庭・地域の教育力の向上
- ア(ア) 開かれた学校づくり
- ア(イ) 家庭・地域における教育力の向上
- ア(ウ) 学校休業日における子どもたちの体験的活動の推進
- イ 人づくり21世紀委員会の活動の推進
- ち 地域の特性を踏まえた開かれた学校づくり
- ち 子どもボランティアリーダーの養成

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 20 地域の特性を踏まえた開かれた学校づくり-(1)保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校評議員制度」の活用
- 20 (2)各学校の特色を生かす「学校評価システム」の導入
- 21 市民みんなで考え、行動し、情報発信する「人づくり21世紀委員会」の活動の推進

**進捗状況**

**1 学校評議員制度の実施**

学校・家庭・地域の連携協力を図るとともに三者が一体となった取組の充実に向け、「学校評議員制度」を、指定都市で初めて13年度から全校・園で実施。

**2 学校評価システムの実施**

14年度、保護者・地域の方々の教育への期待や願いをさらに学校運営へ活かしていくため、学校の教育目標の達成状況や成果と課題を明確にし、学校を変革するとともに家庭・地域のあり方を見つめ直す、外部評価を含む「学校評価システム」を試行実施。15年度から指定都市で初めて全校で導入している。

**3 学校情報の発信**

各小学校において就学前児童やその保護者及び幼稚園や保育所の教職員を対象とした参観日及び保護者や地域の方に学校の普段の姿を見ていただく自由参観日の設定等の取組を行うほか、学校だより(地域版を含む)の回覧、掲示及びホームページの充実により学校情報の発信を進めるとともに、学校支援ボランティア制度のより一層の活用推進を図っている。

**4 人づくり21世紀委員会の活動推進**

教育・保育や青少年団体はもとより、女性、医療、福祉、文化・スポーツ、経済等の幅広い分野から関係団体が参画し、各界の市民の英知を結集して「人づくり21世紀委員会」を10年度に発足。「子どもたちのために、大人として何ができるか」を大人自身が考え、行動するための条件づくりを進めている。全行政区で「連続公開講座」や「人づくりフォーラム」などの討論会や世代を超えた交流事業を実施するとともに、「行政区別人づくり交流会」や「人づくり連続講座」など、行政区別で多彩な取組を実施している。

---

委員意見

子どもたちの社会性を高める教育の推進

**概要** 生命や人権、社会規範を尊重し、豊かな心を育み社会性を高める教育を推進し、主体的に行動できる子どもたちを育成する。

この施策を実現するための項目

- ア 京都の歴史や伝統に親しみ次代へ引き継ぐ教育の推進
- イ 豊かな人間性とたくましさを育む教育の推進
- イ(ア) 公共心を培う教育の推進
- イ(イ) 子どもたちの「心の居場所」づくり
- イ(ウ) 心や体を健やかに育む教育の推進
- ウ 子どもたちの「生きる力」の基礎を育む教育の推進
- ウ(ア) ひとりひとりに応じたわかる授業の展開
- ウ(イ) さまざまな体験によるみずから考える力の育成
- ウ(ウ) 高度情報化や国際化などに対応できる子どもたちの育成
- エ ひとりひとりを大切にす人権教育の推進
- ち 京都ならではの教育の展開
- ち 新たなカウンセリングの拠点の設置
- ち スクールカウンセラーの配置拡大

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 22 京都の歴史や伝統に親しみ次代へ引き継ぐ京都ならではの教育の展開
- 23 相談体制等の充実による子どもたちの「心の居場所」づくり-(1)子どもたちの心のさけびを受け止め専門的な支援を行う「子どもカウンセリングセンター」の設置
- 23 (2)専門的な資格をもったスクールカウンセラーの配置拡大
- 24 選択制中学校給食の全校実施
- 25 子どもたちにきめ細かな授業を展開する少人数教育の推進
- 29 高度情報化に対応した教育の推進

進捗状況

1 生き方探究・チャレンジ体験事業及び統文化体験総合推進事業の展開

中学校生徒が地域の保育所、老人ホームや事業所等で社会体験活動を行う「生き方探究・チャレンジ体験事業」を、12年度から実施。(15年度全77中学校及び養護学校2校で実施(約 10,300名、約3,200事業所)。伝統工芸や伝統芸能に携わる地域の方々を講師として学校に招く「京の雅探検隊」(15年度小学校72校、中学校12校、養護学校1校)や京都三大祭の見学など「統文化体験総合推進事業」を実施。体験活動を通した子どもたちの社会性を高める取組を充実展開している。

2 21世紀の学校づくり事業の展開

各学校が校長を中心として、学校独自の明確なビジョンを持ち、家庭・地域と連携し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する「21世紀の学校づくり」事業を15年度小学校83校、中学校36校、養護学校3校で実施している。

3 京都市教育相談総合センター(こども相談センターパトナ)の開設

15年4月、不登校をはじめとする子どもたちの心の叫びを受け止め、柔軟かつ機動的、専門的な支援を行う総合的な拠点として、「教育相談」、「生徒指導」に係る部門を集約し、また、不登校の子どもたちの活動の場「ふれあいの杜」を充実し、一体とした全国に例のない総合機関として「京都市教育相談総合センター(こども相談センターパトナ)」を開設した。

**4 給食の自由選択制度の導入**

心身の成長期にある中学生に、学校での昼食を通じて、正しい食生活を実践する態度を身に付けさせる「食」に関する指導の充実を図るとともに、家庭から弁当を持参できない生徒に栄養のバランスに配慮した食事を提供するため、家庭からの弁当持参か給食かを保護者・生徒が選択できる「自由選択制」の給食制度を13年1月から計画的に導入。15年度で全中学校への導入を完了する。

**5 少人数学級の導入**

学級編制基準を35人とする少人数学級を、本市独自措置により、15年度から小学校1年生において、16年度には2年生にも拡大して導入する。また、地域限定で規制緩和する「構造改革特区」の第2弾として、15年5月23日、小学校の35人学級を充実させるため常勤講師らの給与を市独自で負担できるように法律を緩和する「京の人づくり推進特区」が認定された。

**6 高度情報化に対応した教育の推進**

15年3月、全市立学校園を、光ファイバー等高速通信ネットワークで接続し、高速インターネット接続をはじめ、教育用教材・学習作品のデータベース化による学校間でのデータの共有利用や動画データでの交流が可能となった。また、産・学・公が一体となり、最新の教育環境を活用した教育教材の開発を総合的・体系的に行う「21世紀型教育コンテンツ開発委員会」を14年度に発足し、起業家教育教材開発やパソコンの父とされるアラン・ケイ博士の提唱する情報教育を日本の学校で初めて導入する「アラン・ケイプロジェクト」、インターネットを活用した数学・英語等の遠隔授業や知的所有権についての早期教育等の取組を推進している。

指標 中学校におけるスクールカウンセラー配置数 35校(2000年) 70校(2003年)

**委員意見**

不登校や学校に行けない子どもたちの対策は学校内部の問題にとどまらず社会問題となっている。

学校そのものの改革だけでなく、不登校や学校に行けない子どもたちの対策というものも大きな社会問題となっている。

障害のある子どもの教育の推進

**概要** 障害のある児童，生徒ひとりひとりの状態や発達段階に応じた指導の充実や教育内容の改善，地域の学校で学びたいとの保護者や子どもたちの要望にこたえる育成学級等の充実などきめ細かな養護育成教育を推進する。

この施策を実現するための項目

- ア 養護育成教育の充実
- イ 地域に根ざした養護学校への再編
- ち 育成学級等の充実
- ち 総合制・地域制による新たな養護学校教育の創造

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 26 地域で学びたいという要望にこたえる育成学級等の充実
- 27 総合制・地域制による新たな養護学校教育の推進-(1)新たな養護学校の整備
- 27 (2)高等部教育施設の整備

進捗状況

1 育成学級の新增設

子ども一人一人の障害の実態に応じた養護育成教育を進める中，保護者の要望に応え，育成学級で教育することが適切な子どもの教育の場の充実のため，1人でも希望があれば地域の学校に育成学級の新增設を行っている（育成学級の設置が必要とされる学校への育成学級設置率は100％）。

2 養護学校の新設及び再編

16年4月，上京区の元成逸小学校跡地にて養護学校を新設し，肢体不自由養護学校1校と発達遅滞養護学校2校と合わせた4校を，肢体に障害のある児童生徒と発達に遅れのある児童生徒が共に学ぶ総合制・地域制養護学校の再編に向けて，取り組んでいる。

3 養護学校における職業学科の設置

16年4月，働くためのより専門的な知識や技術を学ぶ新たな職業学科として白河養護学校に「産業総合科」，鳴滝養護学校高等部に「生活産業科」の設置に向けて，取り組んでいる。

委員意見

教職員の能力・意識の向上

**概要** 今日的な課題に対応し、保護者から信頼される教職員を養成するとともに、教職員の研修、研究を充実することにより能力、意識をさらに高める。

*この施策を実現するための項目*

- \* 教職員の能力・意識の向上

*この施策実現のために推進プランに掲げられた項目*

**進捗状況**

**1 教職員の資質向上に向けた取組**

全国唯一、夜間9時まで開館する総合教育センターを核とした教職員研修を実施するとともに、国の5年計画での実施を前倒した本市独自の3年計画での英語教員集中研修、学校教育活動のあらゆる分野で若手からベテランまでの教員を幅広く称える「教育実践功績表彰」、指導力不足により児童等に適切な指導ができない教員に対して厳正かつ公正な措置が講じられるよう協議を行う「指導力判定委員会」の設置、新たな教員評価システムの導入に向けた取組など、教職員の資質向上に向けた取組を推進している。

**委員意見**



ゆとりと潤いのある学習環境づくり

**概要** 学校施設の高度情報化, 安全性の向上を進めるとともに, 自然とのふれあいの機会を提供するなど, 時代に対応した, ゆとりと潤いのある学習環境を創出する。

**この施策を実現するための項目**

- ア 時代に対応した学校施設の整備
- イ 自然とふれあえる野外活動施設の整備
- ウ 若者に魅力ある高校づくり
- ウ(ア) 市立高校の改革と施設整備の充実
- ウ(イ) 府立高校, 私立高校等との連携
- ち 学校施設の新しい時代への対応
- ち 西京商業高校における新学科の開設

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 28 花と緑のグリーンベルト事業の推進
- 30 西京商業高校における新学科の開設

**進捗状況**

**1 教育環境の整備充実**

学校建物管理費の増額や学校施設耐震化計画, 快適トイレ整備, 学校冷房化推進事業等, 学校生活にゆとりと潤いをもたらしととも, 教育内容の多様化に対応できる学校づくりを推進するため新しい次代に対応した教育環境の整備充実を着実に推進している。

**2 花と緑のグリーンベルト事業の実施**

地域社会の中で, シンボル施設として大きな空間を占める学校を地域の環境に調和するよう学校緑化を進め, ゆとりと潤いのある学校環境づくりを図り, 都市緑化の推進に寄与する「花と緑のグリーンベルト事業」を8年度から計画的に推進。14年度末までに52校で整備した。

**3 中高一貫教育の導入**

堀川高校に続く市立高校改革第2弾として, 新たな専門教育に対応した教育環境を整備するため, 校舎の全面改築を行うとともに, 時代をリードする新学科を設置し, 115年の歴史と伝統を活かした, 時代を切り拓く魅力あふれる新生「西京」を15年4月に開設した。あわせて, 16年度に併設型中高一貫教育を導入する。

**委員意見**

教育に関しては多くの取組が進められている。

「ゆとりと潤いのある学習環境づくり」について、教育に関して多くの取組が進められているのを改めて実感している。

住み慣れた地域のなかで支え合い安心してらせるしくみづくり

**概要** 地域社会での相互支援のしくみを再構築するとともに、福祉ボランティアの活動を支援し、地域社会全体で支援の必要なひとの生活を支える社会を構築する。

**この施策を実現するための項目**

- ア 地域社会での相互支援のしくみの再構築
- ア(ア) 支援の必要なひとの生活を支える地域コミュニティの活性化
- ア(イ) 地域福祉計画の策定・推進
- イ 福祉ボランティア活動の推進
- イ(ア) ボランティアセンターの整備
- イ(イ) 福祉ボランティア活動に関する情報システムの充実やネットワークの構築
- イ(ウ) 地域における精神保健福祉に関するボランティア活動の推進
- ウ 健康で文化的な生活を保障するための相談・援助活動の推進
- エ ボランティアセンターの整備

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 31 地域において福祉サービスの総合的な展開を図る地域福祉計画の策定・推進
- 32 市民の福祉ボランティア活動を支援するボランティアセンターの整備
- 33 精神に障害のあるひとを地域で支援する「こころの健康支援パートナー」の養成

**進捗状況**

**1 地域福祉計画策定委員会の設置**

地域福祉計画策定の基礎資料とするため、15年2月から3月にかけて市政総合アンケート調査「地域福祉の取組」を実施。15年7月には市民公募委員5名を含む「地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容について審議を行っている。また、地域住民の意見をできる限り計画内容に反映するための取組として「オピニオン300～明日の地域福祉を考えるワークショップ～」を15年8月から9月にかけて全行政区において実施した。

**2 福祉ボランティアセンターの開設**

区域におけるボランティア活動の拠点である区ボランティアセンターと連携しながら市全域の福祉ボランティア活動を総合的に支援する中核施設として、15年6月に菊浜小学校跡地の「ひと・まち交流館 京都」内に福祉ボランティアセンターを開設した。

**3 「こころの健康支援パートナー」の養成、活動支援**

精神に障害のあるひとを地域で支援するため、「こころの健康支援パートナー」を1,004人養成し、11年3月に策定した「京都市こころのふれあいプラン」の数値目標を達成した。今後は、こころの健康支援パートナー養成講座修了者のうちボランティア活動を希望するひとを対象としたフォローアップ講座(育成講座)の開催や、ボランティア活動に関する情報交換及び学習の会等を開催する精神保健福祉ボランティア連絡協議会の設立支援等を通じて、ボランティアの資質の向上を図るとともに、ボランティアグループのネットワーク化を支援していく。

委員意見

高齢者とその家族の生活を支えるサービスの充実

**概要** 高齢者とその家族が安心して生活できるよう、多様なサービスを提供する。

**この施策を実現するための項目**

- ア 介護保険給付対象の在宅・施設サービスの基盤整備
- ア(ア) 介護サービスを安定して供給するための人材の育成
- ア(イ) 地域的なバランスを考慮した施設整備の促進
- ア(ウ) サービス事業者の参入促進のための情報提供
- ア(エ) 介護保険施設の運営に関する情報提供や助言・指導
- ア(オ) 介護サービスの評価と苦情処理体制の構築
- イ 介護保険給付対象外の在宅サービスの充実
- イ(ア) ひとり暮らしの高齢者等に対する支援サービスの充実
- イ(イ) 高齢者すこやか生活支援事業の実施
- イ(ウ) 家庭で高齢者を介護する家族に対する支援
- ウ 介護保険給付対象外の施設サービスの充実
- エ 痴ほう性高齢者施策の推進
- エ(ア) 専門相談体制の整備
- エ(イ) 権利擁護対策の推進
- ち 介護サービスの評価と苦情処理体制の構築

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 34 介護保険給付対象サービスの基盤整備-(1)特別養護老人ホームなどの施設整備の促進
- 34 (2)介護サービスの評価と苦情処理体制の構築
- 35 介護保険外の在宅福祉サービスの充実-(1)高齢者すこやか生活支援事業の実施
- 35 (2)配食サービス助成事業の充実
- 38 痴ほう性高齢者や知的障害・精神障害のあるひとに対する権利擁護対策の推進(再掲)

**進捗状況**

**1 特別養護老人ホームの整備**

15年3月に策定した「京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、19年度までに特別養護老人ホームにおいて、4,500人分の定員を確保する予定であり、14年度末現在、整備中のもも含めて、合計3,620人分確保している。なお、15年度においては、14年度からの継続及び繰越整備の着実な進捗を図るとともに、新規増設4箇所(定員計318名)の整備を図る予定である。

**2 介護サービス評価事業の実施**

介護サービス評価事業を、対象サービスの拡大、評価基準の改善を行いつつ、12年度から引き続き実施している。14年度には、506事業者、8,123名の市民の方が、自己評価と利用者評価を行い、15年5月に冊子及びホームページで、市民の方に評価結果を公表した。

**3 ホームヘルプサービス等の実施**

介護保険の対象とならないものの、在宅で生活を維持するうえで、援助が必要な高齢者の方々に対して、自立した生活の支援、生活不安の解消、介護保険制度の円滑な推進のため、12年度から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイの各サービスを提供。事業の定着に伴い、多くの高齢者が利用されている(14年度実績 ①すこやかホームヘルプ 延べ利用回数5,690回 ②旧措置者等デイサービス 延べ利用者数694人 ③すこやかショートステイ 延べ利用者数219人)。

**4 健康すこやか学級の実施**

学校の余裕教室を活用した施設に通所していただき、おおむね週1回4時間程度で健康状態の確認やレクリエーション等のサービスを提供している健康すこやか学級については、実施箇所数の拡大を図った結果、12年度、66箇所であったのが、15年3月末現在、117箇所で開催しており、多くの方にご利用いただいている。

**5 配食サービス助成事業の充実**

身体状況等により食事を作ることが困難な高齢者に栄養のバランスのとれた昼食をお届けする配食サービス助成事業については、12年度から16年度までの5ヵ年計画で、利用登録者約4,000人を目標にサービス供給量の拡大を図ることとしており、14年度末現在、利用登録者数は3,260人であり、順調に推移している。

**6 京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議による取組**

痴呆性高齢者や知的障害・精神障害のあるひとが権利を擁護される社会を構築するため、13年1月に京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議を発足し、講演会やシンポジウムを開催し成年後見制度や地域福祉権利擁護事業のパンフレットを発行するなど、啓発に努めている。

指標 訪問介護(ホームヘルプサービス) 32,000回/週(2000年度) 69,931回/週(2002年度末)

指標 介護保険施設の定員 7,900人分(2000年度) 9,568人分(2003年度当初)

**委員意見**

ターミナルケアの視点も入れるべきである。

「高齢者とその家族の生活を支えるサービスの充実」について、ターミナルケアの視点も必要である。

障害のあるひととその家族を支えるサービスの充実

**概要** 障害のあるひととその家族が安心して生活できるよう、多様なサービスを提供する。

**この施策を実現するための項目**

- ア 介護等支援サービス(ケアマネジメント)体制の整備
- イ 地域社会での生活を支援する在宅サービスの充実
- イ(ア) 在宅生活を支援するサービスの充実
- イ(イ) コミュニケーション(情報伝達)手段等の確保
- イ(ウ) 地域における障害児(者)療育体制の充実
- イ(エ) 障害のあるひとを介護する家族への支援の充実
- イ(オ) 権利擁護対策の推進
- ウ 施設サービスの充実
- ウ(ア) 福祉ホームやグループホーム設置の促進
- ウ(イ) 地域生活支援センター設置の促進
- ウ(ウ) 老朽化した障害者福祉施設等の整備
- ウ(エ) 対象者の枠を越えた施設の相互利用の促進
- エ 新たな障害者基本計画の策定・推進
- チ 障害のあるひとの意思を尊重したサービス利用体制の整備
- チ 権利擁護対策の推進

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 36 障害のあるひとの意思を尊重したサービスの選択や決定が可能となるケアマネジメント体制の整備
- 37 障害のあるひとを介護する家族を支援する「レスパイトサービス事業」の充実
- 39 障害者福祉施設を中心とした総合的な福祉拠点の整備
- 40 京都ライトハウス改築への支援

**進捗状況**

**1 障害者ケアマネジメント従事者養成研修の実施**

障害のあるひとの意思を尊重したサービスの選択や決定が可能となる障害者ケアマネジメントの体制を整備するため、障害者保健・福祉の関係者等で構成する京都市障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会を開催し、13・14年度において、障害者ケアマネジメント従事者養成研修を実施した。

**2 京都ライトハウスの改築**

視覚障害者のための中核施設として、スポーツ・文化活動の支援などの総合福祉センターとしての機能、情報提供機能及び障害の重度化・重複化への対応等の充実を図るため、老朽化した京都ライトハウスの改築に対して支援を行っている。

**3 障害者生活支援事業等の実施**

在宅福祉サービスの利用援助や相談を行う「障害者生活支援事業(身体障害者相談支援事業)」と、療育指導や相談を行う「障害児(者)地域療育等支援事業」について、新たに13年度に1箇所、14年度に2箇所を開始し、(14年度末現在、合計6箇所)、また、精神に障害のあるひとの日常生活に対する支援や相談、地域交流活動等を行う「地域生活支援センター」も、14年度に1箇所開設(14年度末現在、合計3箇所)するなど、身近な地域における相談体制の充実を図った。

所管局: 保健福祉局 共管局: なし

**4 レスパイトサービスの充実**

障害のあるひとを常時介護している家族が一時的に介護から離れ、リフレッシュすることを支援する「レスパイトサービス」を実施している団体への補助を、13年度に新たに2箇所分を増やし合計8箇所分として、サービス提供体制の充実を図った。

**5 ホームヘルプサービス等の在宅サービスの充実**

通常のホームヘルプサービスや外出支援を行うガイドヘルプサービスについて、年々その対象者を拡大するとともに、14年6月からは精神に障害のあるひとに対するサービスを開始するなど、内容の充実を図った。また、短期入所(ショートステイ)については、14年度に新たに専用床として5床整備し、合計で17床を確保した。

**6 グループホーム及び福祉ホームの充実**

14年度までに、障害のあるひとの地域における生活の場として、グループホーム及び福祉ホームを13年度に66人分、14年度に85人分を整備し14年度までに201人分確保した。

指標 **精神に障害のあるひとの障害者手帳取得率** 21.7% (1999年)      26.0% (2002年度末)

**委員意見**



母と子のいのち・健康を守る保健医療の充実

**概要** 妊産婦の心身の健康の保持, 増進を図るとともに, 子ども特有の事故, 病気などへの対応など母親と子どもの総合的な保健医療を充実する。

**この施策を実現するための項目**

- ア 妊産婦の心身の健康の保持・増進
- イ 母子保健医療体制の充実
- ウ 子どもの事故防止
- チ 子ども事故防止センターの整備

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 41 母と子のいのちと健康を守る保健医療体制の充実-(1)小児救急医療体制の整備
- 41 (2)母子医療相談センターの開設
- 41 (3)桃陽病院の拡充・整備
- 42 乳幼児医療費助成制度の拡充
- 43 子ども事故防止センターの開設

**進捗状況**

**1 母子医療相談センター(仮称)及び子ども事故防止センター(仮称)の整備**

小児救急医療体制の整備検討と並行して, 日常における母と子の医療全般に関わる総合的な相談機能を持った「母子医療相談センター(仮称)」, 及び乳幼児の疾病における事故の観点に着目し, その防止を図る「子ども事故防止センター(仮称)」の整備を中京区内の小学校跡地を活用して進めており, 16年度には開設, 運用を開始する。

**2 乳幼児医療費助成制度の拡充**

子育て家庭の医療費の負担を軽減し, 安心して乳幼児が医療を受けられるよう, 15年9月から乳幼児医療費助成制度の対象者を小学校就学前までの乳幼児に拡大した。

**委員意見**

安心して子育てができる保育サービス等の提供

**概要** 様々な保育ニーズに対応した多様なサービスを提供し、安心して子育てのできる環境を構築する。

**この施策を実現するための項目**

- ア 子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの充実
- イ 乳幼児保育・幼児教育の充実
- ち 多様な保育サービスの充実
- ち ファミリーサポート事業の創設

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 44 子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの充実-(1)低年齢児保育の充実
- 44 (2)時間延長保育・休日保育の充実
- 44 (3)一時保育の充実
- 44 (4)乳幼児健康支援デイサービスの実施箇所の拡大
- 45 保育所入所待機児童の解消
- 46 会員が相互に育児の援助活動を行う「ファミリー・サポート事業」の創設
- 47 民営保育所職員の処遇改善制度(プール制)への支援
- 48 私立幼稚園の保護者等の負担軽減

**進捗状況**

**1 ファミリーサポート事業の開始**

子育てと仕事の両立を推進するとともに、地域における市民相互の子育て支援を通じて地域コミュニティの活性化を図るために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって、お互いに育児を助け合う「ファミリーサポート事業」を14年10月から開始し、15年7月末現在で会員数1,076人となっている。

**2 様々な保育サービスの提供**

多様化する保育ニーズに的確に対応するため、様々な保育サービスの提供に取り組んでいる。低年齢児保育の充実を図るとともに「京都市児童育成計画」に基づき着実に事業を推進し、15年度は延長保育を117箇所(13年度104箇所)、一時保育を22箇所(13年度15箇所)、休日保育を2箇所(13年度1箇所)で実施している。

**3 待機児童解消に向けた取組**

待機児童解消のため、保育所の新設や定員増、定員の弾力的な運用(定員外入所)を実施し、地域の保育需要に応じた受入体制の確保に努めている。13年度と比較して15年度は入所児童数が1,312名(23,505名⇒24,817名)増加し、待機児童(旧定義)は99名(532名⇒433名)減少した。

**4 職員処遇の改善と安定的な保育所運営の確保**

職員処遇の改善と安定的な保育所運営の確保を目的としたプール制に対して財政支援を行い、児童処遇の向上と制度の安定的な運営を援助している。13年度にプール制の安定化と弾力化を図るため、制度の一部改正が行われた。

**5 乳幼児健康支援デイサービス実施施設の拡大**

乳幼児健康支援デイサービス実施施設の拡大については、13年10月に2箇所(北区の京都博愛会病院、南区の第二足立病院)を新たに実施し、当初目標である5施設の設置は完了した。

---

指標 保育所待機児童数 533人(2000年度) 433人(2003年度当初 - 旧定義, 新定義225人)

**委員意見**

障害のある子どもや養護に欠ける子どもの子育て支援

**概要** 障害のある子どもの保育環境の向上や学童クラブ事業における障害のある子どもの受け入れ態勢の充実を図るとともに、養護に欠ける子どもの子育て支援を充実する。

この施策を実現するための項目

- ア 障害のある子どもの保育の充実
- イ 児童養護施設等における子育て支援の充実

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

進捗状況

1 児童養護施設等の定員増等

被虐待児童等の養護に欠ける児童の受け皿の充実のために、児童養護施設等の定員増(平安徳義会養護園・5名/13年5月 乳児院積慶園・3名/15年4月)を行うとともに、児童の社会的自立を図るため、民間住宅を活用して地域社会において家庭的な環境の中で養護を実施する「地域小規模児童養護施設」を2箇所(平安徳義会養護園, 積慶園/13年10月)設置した。

2 学童クラブ事業における障害のある児童の受入れの拡大

障害のある児童の子育て支援を行うため、15年4月から学童クラブ事業における障害のある児童の受入れを小学校4年生まで拡大した。

委員意見

子育ての支援を求める家庭への応援体制の構築

**概要** 子育てに関する情報提供や相談、また、地域全体の重層的な子育て支援のネットワークの充実など、子育て支援を求める家庭を社会全体で応援する体制を構築する。

*この施策を実現するための項目*

- ア 子育て支援の総合センター機能の充実
- イ 地域から全市レベルまでの重層的な子育て支援ネットワークの充実
- ウ ひとり親家庭への支援
- チ 子育て支援総合センターこどもみらい館の機能強化

*この施策実現のために推進プランに掲げられた項目*

*プラン番号 プラン事業名*

- 49 子育て支援総合センターこどもみらい館の機能強化
- 50 地域での子育て支援ネットワークの充実

*進捗状況*

**1 地域子育て支援ステーション実施箇所の充実**

子育て相談・講座の実施など、地域における子育て支援に取り組む身近な地域における相談・ネットワークの拠点として保育所、児童館を順次指定しており、15年5月に新たに10箇所の指定を行い120箇所とした(新規箇所数 15箇所/13年度, 10箇所/14年度, 10箇所/15年度)。

**指標** 地域子育て支援ステーション数 85箇所(2000年度) 120箇所(2003年度)

**委員意見**

子どもたちがのびのびと健やかに成長できるしくみづくり

**概要** 児童館・学童クラブ事業を充実し、児童の健全育成や保護者同士の交流を図る。また、昼間留守家庭児童等に放課後の適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図る。

**この施策を実現するための項目**

- ア 子どもたちのさまざまな体験の場づくり
- ア(ア) 高齢者と子どもの交流促進
- ア(イ) 子どもの遊び場や居場所の確保
- ア(ウ) 児童館・学童クラブ事業の充実
- イ 子どもの虐待防止と権利擁護
- ち 児童館・学童クラブ事業の充実

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

プラン番号 プラン事業名

- 51 児童館・学童クラブ事業の充実
- 52 子どもの虐待防止と権利擁護(再掲)

**進捗状況**

**1 学童クラブ事業の時間延長**

14年10月から学童クラブ事業の実施時間の延長を行い、平日については放課後から午後5時までを午後6時まで、土曜日については午前10時から午後5時までを午前9時から午後6時まで、長期休業中については午前9時から午後5時までを午前9時から午後6時までに変更した。また、15年4月から学童クラブ事業における障害のある児童の受入れを小学校4年生まで拡大した。

**2 児童館の整備**

9年1月に子どもの健全育成と子育て支援の基本的かつ総合的な計画として策定された「京都市児童育成計画(京(みやこ)・子どもいきいきプラン)」に基づき、保護者の就労等により昼間留守になる小学校1～3年生(障害のある児童については4年生まで)の保護育成のため、児童館の整備を行っており、現在99館となっている(開館数 2箇所/13年度, 3箇所/14年度, 2箇所(更に2箇所開館予定)/15年度)。

**3 児童相談所の体制強化**

増加する児童虐待に関する相談や通報に対応するために、13年5月に「子ども虐待防止アクティブチーム」を設置するとともに、同年6月からは「子ども虐待SOS」専用電話の設置、「親子ヒーリングルーム」事業の実施を行うことにより、児童相談所の体制強化を図った。

**4 主任児童委員等に対する専門研修の実施**

児童虐待問題に対する予防、啓発を行うため、13年2月に医療機関向け専門研修の実施や虐待対応マニュアルの配布を行うとともに、同年6～10月に主任児童委員等を対象とした専門研修を実施した。

**5 児童問題シンポジウムの開催**

14年11月に、児童虐待防止制度に関する普及啓発のために、「児童虐待防止制度の見直しに向けて」をテーマに児童問題シンポジウムを開催した。

---

委員意見

市民ひとりひとりの健康の増進

**概要** 市民ひとりひとりの心身の健康づくりへの意識を高めるとともに、各世代に応じた健康教育や保健サービスなど、保健所を中心とした健康づくりを進める。

*この施策を実現するための項目*

- ア 市民みずからが主体となっていく健康づくり
- ア(ア) 健康の自己管理意識の高揚
- ア(イ) 多様な健康づくり活動の促進
- ア(ウ) 地域ボランティア活動の促進
- イ 保健所を中心とした健康づくり
- イ(ア) 生活習慣の改善をめざした一次予防の推進
- イ(イ) 健康についての評価に基づく保健サービスの実施
- イ(ウ) 介護を要する状態になることの予防の推進

*この施策実現のために推進プランに掲げられた項目*

**進捗状況**

**1 生活習慣の改善のための支援**

12年度から生活習慣病予防のため、より個人に合わせた生活習慣の改善のための支援として個別健康教育を実施している。高脂血症及び糖尿病領域での実施から拡大し、14年度は喫煙者、15年度は高血圧症を加えて4領域で実施している。今後とも集団健康教育や健康相談等で健康づくりに関する知識の普及や情報の発信等を充実し、生活習慣の改善が健康寿命の延伸に重要である旨について普及啓発を進めていく。

**2 地域出張型介護予防教室の実施**

寝たきりや痴呆の原因となる疾患で要介護状態となる可能性の高い高齢者等を対象に、従前からの介護予防訪問指導に加えて、参加しやすいように地域に出向いて介護予防や転倒予防をテーマに健康教育を行う「地域出張型介護予防教室」を、15年度から実施している。

指標 **基本健康診査受診率** 32.6%(1999年度) 34.0%(2001年度)



---

委員意見

市民の健康をしっかりと守る取組の推進

**概要** 毒物や食中毒など、市民の生命や健康を脅かす事態に対する危機管理体制の整備を進める。また、難病患者等に対する支援や結核をはじめとした感染症対策、歯科保健対策を推進する。

この施策を実現するための項目

- ア 健康危機管理体制の整備
- イ 難病対策の推進
- ウ 結核をはじめとした感染症対策の推進
- ウ(ア) 感染症についての正しい知識と理解の普及啓発
- ウ(イ) 発生に関する情報の提供
- ウ(ウ) 感染症医療についての基盤整備
- エ 歯科保健対策の推進

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 54 難病対策事業の推進-(1)難病患者訪問相談事業の実施
- 54 (2)難病患者等居宅生活支援事業の実施
- 54 (3)難病患者医療相談事業の実施

進捗状況

1 健康危機管理体制の整備

これまで、本市では「京都市感染症危機管理実施要領」、「京都市重症急性呼吸器症候群(SARS)対応行動計画」等を作成するなど、各々の事態ごとに対応方法を検討してきた。今後、関係局・関係機関との緊密な連携のもと、本市の総合的な健康危機管理体制に係る検討を行うための組織を設置したうえで、危機事態において情報入手から医療体制確保までを円滑に進め、被害の発生予防及び拡大防止に適切かつ迅速に対処できるよう、『健康危機管理マニュアル』の作成に向けた検討を行う。

2 京都市感染症危機管理実施要領の策定

感染症に対する危機管理体制の整備として、13年8月に京都市感染症危機管理実施要領を策定し、感染症の発生にあたっての組織的対応の体系化を図ったところであり、本年発生し社会問題となったSARSについても、同要領により迅速かつ適正な対応が行え、市民の不安解消に作用している。

3 難病対策推進事業の実施

難病対策推進事業をきめ細やかに実施していくため、基本計画策定前から実施している難病患者等居宅生活支援事業及び難病患者医療相談事業を継続して実施するとともに、13年8月には難病患者療養実態調査を実施し(調査件数:郵送4,143,訪問448件)、14年7月に保健所保健師などが訪問し、助言指導する「難病患者訪問相談事業」を開始した(14年度 訪問延件数 710件)。更に15年4月から、訪問した患者の個別計画を策定し適宜評価する「難病患者療養支援計画策定・評価事業」を開始している。

4 歯周病疾患予防健診の実施

生活習慣のひとつである歯周病の予防及び早期発見のため、13年9月から40歳の方を対象に歯周病疾患予防健診を実施している。また8020運動の推進のため、それぞれの年齢に応じた健診や指導、及び健康教育などを実施し「歯の健康づくり」を進めている。

---

委員意見

保健医療サービスを支える体制の整備

**概要** 保健所や市立病院をはじめとする保健医療施設などハード機能強化を図るとともに、市民の健康を取り巻く状況の変化に的確に対応できる看護師の育成などソフト基盤の整備を行う。

この施策を実現するための項目

- ア 保健所の機能強化
- イ 京都市立病院の整備
- ウ 京都市衛生公害研究所の再編・整備
- エ 看護婦(士)の確保

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 53 健康管理システムの導入をはじめとした保健所の機能強化
- 55 市民のニーズを踏まえた質の高い医療を提供する自治体病院としての京都市立病院の整備計画の策定
- 56 京都府保健環境研究所との業務の共同化による京都市衛生公害研究所の再編
- 57 京都市立看護短期大学のあり方の検討

進捗状況

1 京都市保健所機能強化計画の推進

9年度から取り組んでいる「京都市保健所機能強化計画」の一環として、13年度には健康管理システムのプログラムを開発し、14年度から基本健康診査のデータを基に、個別健康教育(参加者289名)や集団健康教育(参加者1,823名)の対象者を選定するとともに、訪問指導(指導者3,701名)にはアセスメントの処理データを利用して本人の指導に活用している。

2 京都市衛生公害研究所の再編・整備

市衛生公害研究所と府保健環境研究所について、業務の再編による機能強化、及び建物・設備の共有化による効率的な運営を図るため、14年度には共同研究所に係る基本計画策定に取り組んだ。現在、基本計画の詳細について府とともに検討している。

3 保健医療サービスを支える看護師の育成

保健医療サービスを支える看護師の育成にあたっては、市立看護短期大学の運営のほか、京都中央看護専門学校への運営助成や特定の組織病院を持たない4つの看護師等養成所への運営補助を行い、地域医療の充実、推進に努めている。

4 京都市立病院の今後のあり方の検討

「安らぎ華やぎ京都21推進プラン」を踏まえ、整備計画の策定に向けて、14年度に「京都市立病院将来構想策定に係る基礎調査」を実施した。今年度は、京都市医療施設審議会に諮問し、審議会において、「市民に対して質の高いサービスの提供」、「政策的医療の継続」などの観点から将来構想について検討していただく。

---

委員意見

精神保健・医療・福祉サービスを支える体制の整備

概要

市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、精神障害の予防や治療、精神保健福祉体制を整備する。

この施策を実現するための項目

- ア こころの健康増進センターの機能強化
- イ 精神科救急医療システムの整備

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 58 精神科救急医療システムの整備

進捗状況

1 こころの健康増進センターの機能強化

こころの健康や精神に障害のあるひとへの支援をはじめ、幅広い精神保健福祉施策を総合的に推進するため、障害者健康福祉手帳の発行、通院医療費公費負担制度等の法定移管業務のほか、併せて保健所と連携して、地域精神保健福祉活動を効果的に推進するため、「こころのふれあいネットワーク」、「こころのふれあい交流サロン」等の業務を「こころの健康増進センター」に移管し、本市における精神保健福祉に関する中核機関として機能の充実強化を行った。

2 精神科救急医療システムの整備

精神に障害のあるひとの急激な悪化に対応し、早期に治療を行うための「精神科救急医療システム」の運用を14年7月から開始し、精神科救急医療相談の窓口として精神科救急情報センターを開設して、15年8月末までに、1,716件の相談に対応した。

委員意見

生活衛生の推進

概要

食品衛生, 居住衛生, 動物愛護等市民に身近な生活衛生対策を推進する。

この施策を実現するための項目

- ア 食品衛生対策の推進
- イ 総合的な居住衛生対策の推進
- ウ 動物愛護対策等の推進

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

進捗状況

1 食品関係営業施設の監視・指導

市内56,066の食品関係営業施設について, 延べ120,632回の監視・指導を実施した。また, 食品の抜き取り検査を市内11保健所等で実施し, 衛生公害研究所において, 延べ27,247検査項目の検査を行い, うち6件の違反の事例を発見した。なお, 京都市における14年度の食中毒の発生件数は20件, 患者は531人であった。

2 総合的な居住衛生対策の推進

13年6月から, 各保健所に相談受付窓口を開設した。市民からの相談に際し, シックハウス症候群のうち, 化学物質過敏症やホルムアルデヒド等に係るリーフレットを作成し, 市民への情報提供に努めている。また, 状況に応じてダニアレルゲンやホルムアルデヒド等の簡易測定を実施し, 改善指導を行うとともに, 飲用水や屋内衛生害虫に係る相談受付を含め, 個人の居住衛生環境の向上に向けて, 総合的な取り組みを実施している。事業開始以後の相談件数は, 延べ1,649件であり, 簡易測定件数は, 317件である。

3 動物愛護フェスティバルの開催

14年度には46,143頭の愛犬が登録されている。14年10月には, 東山区役所において「動物愛護フェスティバル」を開催し, 動物愛護写真コンクール優秀作品の表彰式と展示, 介助犬についての講演会, 長寿犬表彰式, 獣医師・管理士による飼い方相談会等のイベントを実施し, 約350人の市民が参加した。

---

委員意見



保健医療施策の計画的な推進

**概要** 保健, 医療, 福祉の環境を取り巻く状況が大きく変化する中で, 総合的, 計画的に保健医療を推進し, 市民の健康づくりを進める。

*この施策を実現するための項目*

- ア 新たな保健医療計画の策定・推進
- イ 市民健康づくりプランの策定・推進
- ち 市民健康づくりプランの策定・推進

*この施策実現のために推進プランに掲げられた項目*

*プラン番号 プラン事業名*

- 59 壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸をめざした市民健康づくりプランの策定・推進

*進捗状況*

**1 京都市民健康づくりプランの策定・推進**

14年3月に「京都市民健康づくりプラン」を策定, 14年度から京都大学教授 中原俊隆氏を議長とする市民公募委員, 関係者・関係団体組織等, 41の構成団体からなる「京都市民健康づくり推進会議」を設置開催し, 行政をはじめ, 地域・保健教育機関・企業職場・保健医療機関・医療保険者・マスメディア等の健康づくりを支援する関係者間の連携を進めている。

**委員意見**

スポーツ活動の機会や施設に恵まれたまちづくり

**概要** 生涯を通してスポーツに親しむことができる豊かな暮らしの実現に向け、市民やスポーツ振興団体等との連携の下、スポーツに親しむ機会と場の提供に努める。

**この施策を実現するための項目**

- ア スポーツ振興事業の充実
- ア(ア) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動への支援
- ア(イ) みんなで楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及
- ア(ウ) 国際的な競技大会の誘致・開催
- イ スポーツ・レクリエーション施設の整備
- イ(ア) 全天候型運動施設の整備
- イ(イ) 地域体育館の全市的な配置や公共空間等の活用
- イ(ウ) 自然とふれあえる活動の場の整備
- ウ スポーツ振興体制の充実
- エ 市民スポーツ振興計画の推進
- チ 全天候型運動施設の整備

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 60 全天候型多目的運動施設の基本構想の策定
- 61 地域体育館の計画的整備

**進捗状況**

**1 東山地域体育館の開設**

13年3月に、地域におけるスポーツ活動拠点となる地域体育館の全市的な配置計画のもと、東山地域体育館を開設した。

**2 新世紀「スポーツごころ」推進プランの策定**

13年6月に、京都市市民スポーツ振興計画「新世紀『スポーツごころ』推進プラン」を策定し、だれもが、いつでも、どこでも、いろんなかたちでスポーツに親しめる環境づくりを基本姿勢とし、施策を推進していくこととした。

**3 京都アクアリーナの開設**

14年7月に、日常的な健康増進の場、国際規模の大会を身近に観戦いただける場として、西京極総合運動公園プール施設「京都アクアリーナ」を開設した。また、「2002NHK杯国際フィギュアスケート競技大会」を誘致し、14年11月に開催された。

**4 岩倉東公園の開設**

15年4月に、ソフトボールやサッカーをはじめとする様々なスポーツ活動の場として利用できる岩倉東公園を開設した。

指標 **地域体育館の整備数** 10施設(2000年)      10施設(2003年)

委員意見

「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」を核とした環境問題への取組

**概要** 地球温暖化防止のための二酸化炭素排出量削減を柱として策定した行動計画「京のアジェンダ」を推進する「京のアジェンダ21フォーラム」を核として、市民・事業者・行政がパートナーシップの下に環境問題への取組を行う。

**この施策を実現するための項目**

- ア 市民, 事業者, 行政等の対話と協働による環境問題への取組
- イ 環境にやさしい暮らしへ誘導する省資源・省エネルギーのシステムづくり
- ウ 環境配慮型商品の市場拡大と環境を大切にする消費者づくり
- エ 循環型の新しい産業システムづくり
- オ 環境にやさしい新しい観光都市づくり
- カ 環境にやさしい交通体系づくり
- キ 地域の文化や環境を活用する地域まるごと博物館づくり
- チ エコツーリズムの推進
- チ 地域まるごと博物館(エコミュージアム)づくり
- チ 京都版環境管理認証制度(KES)の創設

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 62 環境にやさしい取組を進める企業を認証する「京都版環境管理認証制度(KES)」の創設
- 63 環境と調和したエコツーリズムの推進

**進捗状況**

**1 ストップザ温暖化京都市民会議の開催**

14年度に「ストップザ温暖化京都市民会議」を開催し(4つのブロック会議に延べ288名, 全体会議に297名, 計585名の参加), 省資源・省エネルギーに向けた草の根からの実践取組を学びあい, 市民・事業者・行政のパートナーシップのもとで環境にやさしい暮らしを目指す「京都発ストップザ温暖化宣言」を採択した。

**2 京のアジェンダ21フォーラムによる取組**

「京のアジェンダ21フォーラム」では, 8つのワーキンググループを設け, 市民, 事業者, 行政の三者が参加し, 協働して地球温暖化防止に向けた取組を進めている。その中で, お祭りやイベント等でのリユーストレイ・リターナブルカップ(食器の再使用)の利用実験や地域での生ごみリサイクルの仕組みづくり, 地域住民による自然エネルギー普及のための制度づくりの検討等に取り組んでいるところである。京のアジェンダ21フォーラムの会員数は15年8月末日現在480名・団体である。

**3 京都グリーン購入ネットワーク(仮称)の設立**

京都グリーン購入ネットワーク(仮称)の16年度設立に向け, 京都府, 府下市町村, 京都工業会, 京のアジェンダ21フォーラム等により協議を行っている。また, 15年3月から5月までの間, 京エコロジーセンターの調査・研究事業として, 京のアジェンダ21フォーラムが事務局となり, 京都府電機商業組合等, 27の団体及び行政機関が連携した「京都議定書応援団・省エネ製品グリーンコンシューマーキャンペーン」を実施し, 省エネルギー型家電製品の購買促進運動を行った。

4 KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの策定

13年度に京都独自の環境管理認証制度である「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」を策定するとともに、KES認証審査機関を設立し、審査認証を行っている。この制度は全国に拡がり、大津市等他の自治体でも採用されている。15年8月末現在、245事業所・学校でKES認証を取得し、節電、ごみ減量等に自主的な目標を掲げ、環境負荷の少ない活動に向けた改善に取り組んでいる。

5 環境共生型都市・京都にふさわしい観光施設づくり

京のアジェンダ21フォーラムでは、13年度から、自然や環境に配慮したツアープログラムを実践している市民団体や、町家等の都心部の魅力を紹介するプログラムを開発・実施しているレンタサイクル事業者等のネットワークづくりを目指した実践交流会を開催し(3回開催、19団体参加)、新しい京都の観光スタイルを提案している。また、宿泊施設のごみ減量・省エネに向けたガイドラインに関する情報提供や、ホテル・旅館版KESの開発・普及などを行うことにより、環境への負担の少ない「環境共生型都市・京都」にふさわしい観光施設づくりに取り組んでいる。

6 都心部エコ交通プランの作成

14年度には京のアジェンダ21フォーラムにおいて「都心部エコ交通プラン」を作成するとともに、百円循環バスの応援をはじめとする公共交通機関の利用促進や歩いて暮らせるまちづくり、放置自転車対策、都市型レンタサイクルの実験など、プランの具体化に向けた取組を地域住民や国等と連携して進めている。また、地域における足としてのコミュニティーバスの運行に向けた市民の活動にも協力している。

指標 市域における二酸化炭素排出量 7,279千トン(1990年) 7,672千トン(2000年)

※基本計画に指標として掲げている二酸化炭素排出量データ(7,279千トン・1990年)については、15年6月の「京都市地球温暖化対策地域推進計画」の改定時に算定方法を見直したため、それに伴い見直し後の算定方法による数値に置き換えている。

委員意見

費用ばかりでなく、環境負荷、エネルギー負荷といった視点も加えて効果の最大化を考えるべきである。

防災、福祉、防犯、美観など様々なことに努力されていることは指標を見ても良く分かるが、その全てにおいて資金とエネルギーの負担を伴うというのは、一般論として間違いない。資金については行政で考えていると思うが、エネルギー面においては、安全、快適、便利、豊かというのは、全て環境・エネルギーにツケが回る。これまでも指摘されてきた費用対効果については、縦割りであっても予算の調整などでトータルに見ることができるとは思うが、これからは環境負荷、エネルギー負荷といった視点でも見ていかなければ、京都議定書の目標を達成することはできない。「京都が最も議定書を守れなかった」といったことにならないか危惧している。バリアフリーはもちろん大切だが、利便性を追求してエスカレーターやエレベーターをどんどん増やして、動かした時に二酸化炭素はどうなるのか。そういう視点からの効果の最大化についても考えるべき時代が来ている。交通バリアフリーだけでなく、都市の美観、防災などあらゆる施策でこれを意識し、セクションごとの横断的な総合評価が必要である。

京都議定書を守るには新たな仕組みが必要である。

京都議定書を守ろうとするなら、財政と同じように、二酸化炭素の配分をもらわなければ事業ができないといった仕組みをつくるべきだ。20年前から「ものの豊かさからこころの豊かさ」へと国民世論のウェイトが変化しており、本来なら環境による事業制約を京都から発信する役割があるといったことを言うべきではないかと思う。

環境基準の達成には持続可能な都市づくりの視点で施策の点検をすべきである。

京都では少なくとも、社会・文化の持続性に関する議論はこの10年で一所懸命やってきた。例えば町家再生などはこの点検委員の中で褒めて良い部分だ。しかし、環境については、環境先進都市と言うには、まだ手が届いていない。基本計画を進めていくに当たっては、達成されていない「環境」を新たな軸としてもう一度全ての施策を点検してみる必要がある。そうすると、達成していたと思える部分も書き換えていかなければならない部分もあるし、新たな文化的概念で再構成すべきところも出てくる。環境に関してはこのままでは達成できないことを素直に認

トータルな社会のあり様をエコロジーの視点で考え直すべきである。

「環境をちょっとやりましょう、頑張りましょう」だけではなく、もう一度原点に戻って、文化・社会、遊びなども含めたトータルな社会のあり様をエコロジーの視点で考え直すべきだ。各部分の環境問題を解決するためだけに何かをやるだけではない。

文明のバランスシートを考えることも大切である。

林野庁は、二酸化炭素の削減に寄与するので山林には大きな価値があり、従って、国有林にもこれだけの価値があるとの計算をしている。逆に我々が将来、これだけ二酸化炭素から被害を受け、その被害を今の価値に直すところだけで、実は負担・負債を負っていることを示そうとする計算だ。二酸化炭素の現在価値が将来に及ぼす影響、将来の二酸化炭素が現在に及ぼす影響なども計算すれば、それはまさに文明のバランスシートと言える。

#### 自転車と歩行者が共生できる環境整備が新たな課題である。(再掲)

車と歩行者の関係で言うと、歩車分離などが進んで随分、安心して歩ける環境が整ってきた。また、歩道の整備も進展し、実感として、歩く人が増えている。ただ、良くなった歩道では歩行者と自転車が共存しているが、特に夕方以降、無灯火でスピードを出して走る自転車が増えており、中高年の歩行者などがヒヤヒヤすることも増えている。自転車と歩行者が共生できる環境をどのようにつくっていくかが新たな課題である。

#### 電動車イスの増加を踏まえた道路整備を考えていくべきである。(再掲)

歩道を使うのは歩行者や自転車だけでなく、最近は電動車イス(電動スクーター)も増えており、(財)テクノエイド協会からも事故が年々増えている状況が報告されている。歩道がない道路の端(斜めになった部分)でバランスを崩して転倒するというケースも報告されている。高齢社会の中では当然使う人が増えるのだから、道路整備そのものについて考え直さなければ、電動車イスや電動スクーターによる事故が今後ますます増える可能性がある。

環境と共生するくらしの実現

**概要** 生活環境の汚染防止や新エネルギーの利用など、良好な自然環境の保全に努めるとともに、環境問題に関する理解を深め、市民ひとりひとりがくらしに節度を持つ、環境と共生するくらしを実現する。

*この施策を実現するための項目*

- ア 豊かな自然環境の保全・活用
- イ 環境教育・学習の推進
- イ(ア) 環境に関する教育・学習の場の提供
- イ(イ) 環境学習・エコロジーセンターの整備
- ウ 資源・エネルギーの有効利用
- ウ(ア) 省エネ型ライフスタイルの実践の支援
- ウ(イ) 環境マネジメントの国際規格ISO14001の認証取得
- ウ(ウ) 新エネルギーの利用促進
- ウ(エ) 環境保全に向けた市の先導的な取組の推進
- エ 生活環境の保全
- エ(ア) ダイオキシン類対策の推進
- エ(イ) 大気汚染対策の推進
- エ(ウ) 水質汚濁対策の推進
- エ(エ) 騒音・振動・悪臭対策の推進
- エ(オ) 自動車公害対策の総合的な取組の推進
- エ(カ) 上下水道整備などによる水質保全・多目的利用
- オ 環境に配慮したまちづくりを進める環境影響評価制度の推進
- カ 国立総合地球環境学研究所の整備支援
- チ 環境学習・エコロジーセンターの整備
- チ 市役所のISO14001の認証取得
- チ 新エネルギーの利用促進
- チ ダイオキシン類対策の推進
- チ 低公害車の導入促進
- チ 下水の高度処理

*この施策実現のために推進プランに掲げられた項目*

*プラン番号 プラン事業名*

- 64 環境学習・エコロジーセンターの整備
- 65 市役所のISO14001の認証取得
- 66 新エネルギーの利用促進
- 67 公共建築長寿命化に向けた取組の推進
- 68 ダイオキシン類対策の推進-(1)ダイオキシン類モニタリング調査の実施
- 68 (2)クリーンセンターのダイオキシン類対策の推進
- 69 低公害車の導入促進-(1)市バス, 公用車への導入促進
- 69 (2)民間への導入支援



- 70 下水中の窒素、リン、色等を除去する高度処理の推進
- 71 第3回世界水フォーラムの開催支援
- 72 国立総合地球環境学研究所の整備支援

**進捗状況**

**1 京エコロジーセンターの開館**

身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで、幅広い視点に立った環境意識の定着を図るとともに、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場面で環境にやさしい実践活動の輪を広げる拠点施設として、14年4月に「京エコロジーセンター」を開館し、市民、環境NPO、市民団体などの積極的な参加を得ながら、学習、展示、人材養成、活動支援、情報提供などの事業に取り組んでいる。館内の情報提供や展示コーナーでの解説などの業務については、104名の環境ボランティアが参加し、開館から1年5箇月で12万人が来館した。また、市内の小学5年生、中学1年生を対象に、エコ学習を行っており、14年度は235校、19,592人が参加した。<環境局>

**2 市役所のISO14001の認証取得**

環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001について、既に認証取得している山科区役所、青少年科学センター、東部クリーンセンター及び工業技術センターに加え、14年度からは市役所本庁舎における取組を実施し、15年9月に認証取得した。<環境局>

**3 新エネルギーの利用促進**

14年度末現在、市内の小・中学校、高等学校、幼稚園、養護学校や京都市環境保全活動センター(京エコロジーセンター)、西京極総合運動公園プール棟(京都アクアリーナ)、社会福祉・市民活動総合センター(ひとまち交流館京都)等の公共建築物31箇所に太陽光発電システムを、6箇所に太陽熱利用設備を導入するなど、自然エネルギー等新エネルギー利用の推進を図ってきた。また、15年度には住宅用太陽光発電システム設置助成制度を創設し、市民生活における自然エネルギーの利用促進を図っており、市内において、年間約185件の導入を目指す。<環境局>

**4 自動車公害対策の推進**

自動車公害の防止に向けて、今後10年間に取り組む主要施策をまとめた新しい「京都市自動車公害防止計画」を13年3月に策定した。公用車への低公害車の導入台数は、12年度末からの3年間で約60%増加し、49台から79台となった。また、民間事業者への低公害車導入助成も引き続き実施し、14年度末累計で17台となった。更に、観光駐車場等においてアイドリング・ストップ運動を展開しており、13年度以降約1万枚のステッカー、チラシを配布した。<環境局>

**5 ダイオキシン類対策等の推進**

ダイオキシン類対策として、大気、河川水質・底質、土壌、地下水の常時監視やモニタリング調査を実施し(95地点134検体)、発生源に対する立入監視指導を行うなど、「京都市ダイオキシン類対策推進計画」に基づき、関係局が連携して、総合的かつ効果的な取組を推進している。更に、本市の焼却施設においても、大規模改修工事に併せてダイオキシン類削減対策を実施し、全ての施設で、14年12月以降に適用された排出基準を達成している。また、引き続き、大気・水質汚染、騒音、振動、悪臭対策を推進し、常時監視や工場、事業所に対する立入監視指導を行っている。<環境局>

また、水道事業における「京都市ダイオキシン類対策推進計画」に基づく取組として、第2疏水取水口原水や蹴上浄水場系水道水のダイオキシン類濃度測定を行っている。<水道局>

**6 下水道マスタープランの策定**

下水道局では13年9月に「京都市下水道マスタープラン」を策定した。これは、21世紀の京都のあるべき姿を描く「京都市基本構想」に基づき、今後の四半世紀にわたって取り組むべき下水道事業の方向性を示すものであり、「安らぎのある暮らし」「活力と魅力あふれるまちづくり」「広域的な環境保全」の3つの基本理念として掲げ、下水道としての役割を果たすための施策展開方針を定めている。<下水道局>

**7 下水の高度処理の推進**

市内河川の水環境の向上ばかりでなく、阪神圏1,100万人の水道水源である淀川の水質保全や閉鎖性水域である大阪湾の富栄養化防止を図るため、窒素・リン・色等の除去を目的とした高度処理を進めている(13年度整備:リン除去等(鳥羽処理場、伏見処理場)、窒素除去等(吉祥院処理場)、14年度整備:窒素除去等(鳥羽処理場)、15年度整備予定:窒素除去等(鳥羽処理場)、色除去等(伏見処理場))。13年度から14年度にかけて高度処理対応率は1.6%上昇し14.2%となった。<下水道局>



**8 合流式下水道の改善**

下水道整備区域の約40%（約6,000ha）が合流式下水道であり、雨天時に汚水や管渠内の堆積物が吐口から未処理のまま河川に放流され、衛生的に問題となっており改善が必要となっている。このため、浸水対策と兼用する貯留幹線や雨水吐口にスクリーン設置等の整備を進めている（吉祥院処理区、東山地区：整備済、紫竹地域：11年度工事着手、堀川流域：12年度工事着手、いずれも18年度の供用開始予定）。15年度は、西高瀬川の2箇所雨水吐きに夾雑物を除去するろ過スクリーン設備を設置している。＜下水道局＞

**9 下水道未整備地域の改善**

生活環境の改善と公共用水域の水質保全のため、市街化区域に連たんする市街化調整区域や区画整理地区等の汚水整備を進めている。13～14年度で約77haの整備を行っており、14年度末での人口普及率は99.2%となった。＜下水道局＞

**10 第3回世界水フォーラムの開催**

世界の水問題の解決を目指す国際会議「第3回世界水フォーラム」は、15年3月、京都市を中心に開催され、182の国・地域から、2万4千人が参加され、351の分科会や閣僚級国際会議等で熱心な議論や交流が繰り広げられた。本市においては、水フォーラムの開催に向け、幅広い世代の市民の皆さんが水問題への関心を高められるよう多彩な事業を展開するとともに、会議の運営支援、水フォーラム参加者へのおもてなしを行い京都の魅力を発信した。＜建設局＞

**11 国立総合地球環境学研究所の整備支援**

左京区静市地区と岩倉地区を結ぶ幹線道路として、また、国立総合地球環境学研究所へのアクセス道路として、幡枝葵森線の整備を推進している。現在、用地買収及び道路築造工事を進めており、国立総合地球環境学研究所の建設計画との整合を図りながら整備を進めている。＜建設局＞

**委員意見**

環境のことを考えない大人に対する教育が不十分である。

私はこれまでに、物価モニターやごみ減量推進会議「めぐる会」の会員となってきたが、その経験からすると、例えば、買物をした際に1枚で済むポリ袋を2枚、3枚と取る方がいる。環境教育では、子どもを教育するだけでなく、もっとそういう人たちへの教育を考えていただきたい。

ごみ、交通マナーについて若い層に対する周知に工夫が必要である。（再掲）

ごみの問題や放置自転車の問題、あるいは交通マナーなどはどうとらえればいいのかと考えた時、市民のうちかなりの割合を占める学生や若い層に対する周知が重要で、その時、ホームページがとても効果的なのではないか。

廃棄物を出さない循環型社会の構築

**概要** 市民・事業者とともに、ごみの発生抑制とリサイクル、適正な処理等を進め、廃棄物を出さない循環型社会を構築する。

*この施策を実現するための項目*

- ア 循環型社会形成推進基本法の理念を踏まえた取組の推進
- イ ごみの発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進
- イ(ア) 市民と一体となったごみの減量とリサイクルの促進に向けた行動計画の推進
- イ(イ) 廃食用油を利用したディーゼルエンジン燃料化事業の推進
- イ(ウ) ごみ減量・リサイクル推進店の拡充と不用品・古紙リサイクルの推進
- イ(エ) 大規模事業所に対するごみの減量指導の充実
- ウ 資源ごみの分別収集の拡充
- エ 建設副産物や下水汚泥等の有効利用
- オ 産業廃棄物の適正処理体制の確立
- オ(ア) 発生抑制, 減量化, 再資源化の推進
- オ(イ) 適正処理の推進
- オ(ウ) 処理・処分施設の設置促進
- オ(エ) 社会意識の高揚
- カ 廃棄物処理施設の整備
- カ(ア) クリーンセンターの再整備
- カ(イ) 中間処理施設の整備
- カ(ウ) 焼却灰溶融施設の整備
- チ 資源ごみの分別収集の拡充
- チ 下水汚泥のリサイクルの推進

*この施策実現のために推進プランに掲げられた項目*

*プラン番号 プラン事業名*

- 73 ごみ減量化とリサイクルの推進-(1)ごみ減量推進会議の活動支援
- 73 (2)厨芥類(生ごみ)の再資源化に係る基礎調査の実施
- 73 (3)資源ごみの分別収集の拡充
- 73 (4)家電リサイクル法施行に伴う啓発活動等の推進
- 74 廃食用油を利用したバイオディーゼル燃料化事業の推進
- 75 下水汚泥のリサイクルの推進
- 76 産業廃棄物適正処理の推進
- 77 クリーンセンターの再整備-(1)東部クリーンセンター及び南部クリーンセンター第一工場の大規模改修
- 77 (2)北部クリーンセンターの建替整備
- 77 (3)次期クリーンセンターの整備
- 78 缶・びん・ペットボトルの中間処理施設の整備
- 79 ごみの焼却灰を減容化・安定化し, 再資源化を図る焼却灰溶融施設の整備

## 進捗状況

## 1 京都市ごみ減量推進会議の活動支援

京都市のごみを減らし、環境を大切にしまちと暮らしの実現に寄与するため、市民、事業者、行政の協働により設立した「京都市ごみ減量推進会議」が中心となって、買い物袋持参・簡易包装推進キャンペーンや市役所前フリーマーケット、各種の啓発活動に取り組むとともに、学区を単位とした自主的な活動を行う「地域ごみ減量推進会議」に対する支援・設立の働きかけを行っている。地域ごみ減量推進会議は、15年7月末現在で51の会員数となっている。〈環境局〉

## 2 廃食用油を利用したバイオディーゼル燃料化事業の推進

地域ごみ減量推進会議や町内会、女性会等の地域住民の協力のもと、家庭から出る廃食用油を回収して、バイオディーゼル燃料に精製し、本市のごみ収集車全車(219台)と一部の市バス(81台)の燃料として利用している。14年度の回収量は、123,032リットル、15年8月末現在の回収拠点は132学区797拠点となっている。また、現在、燃料の安定供給と市内における資源循環を進めるため、回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製する本市独自のプラントを建設しているところであり、16年度から稼働する予定である。〈環境局〉

## 3 ごみの減量及びリサイクルの推進

ごみの減量やリサイクルを推進するために、缶・びん・ペットボトルの他、14年10月からは、「小型金属類」の分別収集を試行的に開始した。また、容器包装リサイクル法に基づく「その他プラスチック製容器包装」のモデル収集の対象世帯を約2,000世帯から、各区概ね1,000世帯、合計14,000世帯に拡大し、全市実施に向けた検討を行っている。更に現在、「新京都市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の見直し作業を進めており、その中では、リサイクルだけでなく、発生抑制や再使用の推進等に重点を置いた、新たな循環型社会の構築に向けた検討を行っている。その他、11年度から、メーカーや排出事業者との連携のもと、事業系厨芥類(生ごみ)の再生利用を促進させる仕組みづくりの検討を行ってきたほか、13年4月の家電リサイクル法の施行に伴い、この制度を周知するため、各種広報誌や広報番組を活用するとともに、啓発パンフレットの全戸配布を行った。〈環境局〉

## 4 産業廃棄物の発生抑制と減量化・再資源化及び適正処理の推進

資源循環型社会システムの構築に向け、「京都市産業廃棄物処理指導計画」を11年に策定し、発生抑制と減量化・再資源化の推進など4つの目標の実現に向けた施策を推進するとともに、12年に策定した「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」に基づき、適正処理の推進を図るための監視・指導体制の強化を図っている。また、「京都市産業廃棄物処理指導計画」の計画期間満了に伴い、同計画の見直し作業を行うとともに、更に悪質・巧妙化する不適正事例に対応するため、産業廃棄物の不適正な処理を防止するための条例の制定作業に取り組んでいる。〈環境局〉

## 5 クリーンセンター等の整備

本市クリーンセンターにおいては、安全性や経済性の観点から、稼働後20年で大規模改修工事を行い、10年程度の稼働延伸を図り、通算30年稼働させることを基本としている。13、14年度に東部クリーンセンター、15、16年度には南部クリーンセンター第一工場において大規模改修工事とダイオキシン類削減対策を実施している。また、18年度中の稼働を目指して、北部クリーンセンターの建替え工事を実施するとともに、同じ敷地内に缶・びん・ペットボトルをリサイクルするための中間処理施設を整備している。なお、焼却灰溶融施設の整備については、13年度までに生活環境調査等の各種調査を実施し、土木造成実施計画を策定したが、現在、本市の財政非常事態宣言により、事業を一時凍結している。〈環境局〉

## 6 下水汚泥のリサイクルの推進

13年4月から溶融炉2基目が稼働した。石材化スラグを「京石(みやこいし)」と命名し、13年度には2,305t、14年度には2,795tを生産し、大部分を売却した。「京石」を原料とした透水性セラミックブロックや外装壁タイルが製造され、エコマーク製品として全国的に広く使用されている。「京石」は14年度の国土交通大臣賞「いきいき下水道賞」の下水道有効利用部門を受賞した。今後は下水道処理水の利用方法についても検討する。〈下水道局〉

## 7 建設発生土及び建設廃棄物の処理

公共工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の処理に関する総合的な対策のため4年に発足した「京都市建設副産物対策協議会」を、これまで6回、幹事会を16回開催し、建設副産物に対する取組を進めてきた。また、14年に国土交通省において策定された「建設リサイクル推進計画2002」を基に、15年3月に「京都市建設リサイクル推進プラン'02」を策定し、建設副産物の分別解体等及び再資源化・縮減に徹底的に取り組んでいる。本市事業のコンクリート、アスファルトのリサイクルは100%近く実施できているが、木材や建設発生土については、リサイクル率が低いため、今後更に取組を進める。〈建設局〉

指標  ごみ処理量 777,790トン(1997年度) 698,149トン(2002年度, 10%減)

指標 ごみ処理量に占める資源回収量の割合 2.5% (1997年度) 3.4% (2002年度)

### 委員意見

ごみの減量については新税というのは難しいが、経済的なインセンティブがあればよい。

ごみの減量については経済的なインセンティブもあれば良いと思うが、新たに税金を徴収するのは難しい。

ごみの減量については消費者の行動を柱の一つにし、行政負担の軽減を考えるべきである。

ごみの分別については、大学生協では、お弁当の容器を洗って返すといった取組を始めている。京都市においても、行政が負担するというのではなく、購入したプラスチック容器を買ったところへ洗って返すといった消費者の行動を柱の一つにして、ごみ減量や行政負担の軽減を考えればよい。何もかも行政が責任を持つ必要はない。

京都のまちの特色に配慮した災害に強いまちづくり

**概要** 都市空間や建築物、上下水道施設の防災対策や治山、治水対策を推進するとともに、防災水利構想に基づく事業の推進により、災害に強いまちづくりに取り組む。

**この施策を実現するための項目**

- ア 災害に強い都市空間の形成
- イ 災害に強い建築物, すまいづくり
- ウ 災害に強い水環境の整備
- ウ(ア) 上下水道施設の防災対策の推進
- ウ(イ) 防災水利構想の策定
- ウ(ウ) 耐震性貯水槽等の整備
- エ 治山・治水対策の推進
- ち 高度情報化に対応した上下水道施設の管理システムの構築
- ち ライフラインの共同溝の整備
- ち 建築物の耐震性の向上
- ち 防災水利構想の策定
- ち 総合的な治水対策の推進

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 80 高度情報化に対応した上下水道施設の管理システムの構築
- 81 電気・ガス・上下水道などライフラインを守る共同溝の整備
- 82 建築物の耐震安全対策の推進-(1)公共建築物の耐震改修の促進
- 82 (2)木造住宅耐震診断士派遣事業の推進
- 83 防災水利構想の策定や耐震性貯水槽等の整備による災害に強い水環境の整備
- 84 河川・下水道等の連携による総合的な治水対策の推進-(1)総合的な雨水対策事業の推進
- 84 (2)都市基盤河川改修事業の推進

**進捗状況**

**1 油小路通共同溝の完成**

災害に強い都市の形成を目指し、ライフラインの防災性の向上に努める取組として、13年度に油小路通共同溝を完成させ、供用を開始した。<建設局>

**2 都市基盤河川改修事業の推進**

昭和45年以来、治水安全度の向上を目指し、都市基盤河川改修事業を実施している。現在、西羽東師川等の11河川において改修工事を実施しており、14年度末の整備率は49%である。このうち、西羽東師川については、桂川右岸の治水安全度の向上及び浸水被害解消のため、橋梁架替及び護岸の改修を進めている。本川については、15年度中に改修が完了し、支川については、15年度から改修に取り組んでいる。<建設局>

**3 雨水流出抑制対策「京都市水共生プラン」の策定**

都市型浸水被害の軽減や水循環の健全な回復、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、雨水流出抑制対策「京都市水共生プラン」の策定に向け、現在検討を進めている。基本方針策定委員会を設置し、議論いただくとともに、パブリックコメントなどを行いながら、15年度中にプランを策定していく。<建設局>



**4 公共建築物の耐震診断の促進**

大地震発生時に市民の安全を確保するため、昭和56年の新耐震基準以前に建設された市の建築物で防災拠点や避難拠点となる施設、福祉施設などの耐震診断調査を13年度は33施設、14年度は6施設実施した。15年度も計画的に耐震診断調査を実施していく。〈消防局〉

**5 防災水利構想の策定等**

地震等の大規模災害時に必要となる消火用水や生活用水など命の糧となる水の確保に努め、地域ごとに必要な水利を環境と調和した形で身近なところに確保することを目指す防災水利構想を13年度に策定した。14年度は、第3回世界水フォーラムで紹介ブースを設置し、「命の水」シンポジウムを開催するなど積極的な周知を図るとともに、冊子、パンフレット等を作成し、市民啓発に努めた。15年度も現在までに環境防災水利整備計画の策定などの取組を進めている。〈消防局〉

**6 耐震性貯水槽等の整備**

消火用水等の確保を目的に、13年度は耐震性貯水槽(100m<sup>3</sup>)を18基、防火水槽(40m<sup>3</sup>)を5基、14年度は耐震性貯水槽を5基、防火水槽を5基設置した。15年度も計画的に耐震性貯水槽、防火水槽の整備を図っていく。〈消防局〉

**7 水道管路情報の高度情報化の推進**

水道管路の維持管理の効率化、住民サービスの向上及び災害時等における迅速な対応を目的に、マッピングシステムの構築を進めている。13年度から本格的な構築作業を開始し、配水管、導水管、送水管等のデータ入力及び配水管水圧情報の入力を完了している。15年度は、竣工図等の検索機能の整備充実を図るとともに、給水装置データの入力に着手しており、一部機能の運用を開始する予定である。〈水道局〉

**8 水道施設の防災対策の推進**

耐震性を考慮した水道施設の更新を行うとともに、具体的な地震対策として、既設導・送・配水幹線の改良や更新、配水幹線の相互連絡管の布設、配水池能力の増強や緊急遮断弁の設置、自家発電設備の取替え等を行い、水道施設の防災対策の推進を図っている。〈水道局〉

**9 下水処理場等の防災対策の推進**

処理場、ポンプ場について、施設の耐震性やシステム全体の安全性・柔軟性の向上を図っている(12年度～14年度:特高配電設備のループ化(鳥羽処理場)電気設備の地上化(鳥羽処理場、住吉ポンプ場)、耐震補強工事(鳥羽、伏見処理場)、耐震設計(鳥羽、石田処理場、住吉ポンプ場)、耐震診断(伏見、石田処理場)、15年度:電気設備の地上化(住吉ポンプ場、吉祥院処理場)、耐震補強(鳥羽、石田処理場))。管渠については、昭和20年以前に施行した経年管260kmについて重点的に調査し、機能保全を図っている。管渠内の調査延長は、14年度末での累計で200kmを超えており、そのうち13～14年度に9.1kmについて改良・改築を行った。〈下水道局〉

**10 総合的な雨水対策の推進**

下水道事業では、浸水安全度の指標である雨水整備水準の目標を10年確率降雨(62mm/hr)として、西羽束師川流域、桃山和泉地域及び有栖川流域等で総合的な雨水対策の一環として雨水幹線やポンプ場等の整備を進めている(西羽束師川流域:昭和61年度着手、15年度本格運用予定、桃山和泉地域:10年度事業着手、16年度供用開始予定、有栖川流域:11年度着手、18年度供用開始予定)。10年確率降雨(62mm/hr)対応の雨水整備率は、13～14年度の2箇年で1.0%から3.0%へアップした。〈下水道局〉

**11 災害応急活動拠点施設の耐震化事業**

災害時に応急活動を実施する重要な拠点(災害応急活動拠点施設)について耐震性能を把握し、必要な補強対策を検討するなど、地震災害に対する都市の安全性を高めていくことを目的とした耐震化事業を実施している。14年度までに消防局(庁舎関係)及び教育委員会(学校施設)で策定された計画を基に、71施設の耐震補強工事を完了している。また、261施設の耐震診断調査、89施設の耐震補強計画・設計を行っている。〈都市計画局〉

**12 木造住宅耐震診断士派遣事業の推進**

現行の建築基準法に基づく構造基準を満たしていない可能性がある古い木造住宅へ耐震診断士を派遣し、専門家による耐震診断を実施している。8年度から545件の派遣・診断を行った。〈都市計画局〉

委員意見

災害から身を守る知恵や力をつける災害に強いひとづくり

**概要** 災害発生時に歴史的な町並みを守り、市民の安全を確保するため、市民防災センターでの体験研修や種々の防火防災指導を通じ、市民の応急手当能力の向上をはじめ市民ひとりひとりの防災意識や災害対応力の向上を図る。

この施策を実現するための項目

- ア 歴史的な町並みを災害から守る市民ひとりひとりの災害対応力の向上
- イ 高齢者や障害のあるひと、子どもや若者に対する防災安全対策の推進
- ウ 市民ひとりひとりの応急手当能力の向上
- エ 多様な手段による防災情報の提供

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 85 地震被害想定の見直しによる防災情報の提供
- 86 市民に対する防災安全指導の推進

進捗状況

1 防災情報の提供

市民に対し、防災情報を提供するため、14年度に京都盆地の地下構造調査や活断層調査に基づく冊子を作成し、配布した。また、地震対策調査研究の調査データや見直しする被害想定に基づいた危険箇所情報、災害時の活動マニュアル等の情報を掲載した防災マップを発行するため、15年6月に市民委員会を含む京都市防災マップ検討委員会を設置し、検討を進めている。

2 防火アドバイザーの養成

ホームヘルパーや老人福祉員をはじめとする保健福祉に携わる人に、高齢者等に対する防火・防災に関する指導を行う技術や知識を習得していただき、高齢者や障害のあるひとの災害時の安全を確保することを目的に、10年度から開始した防火アドバイザーの養成事業は、13年度に1,303名、14年度に1,417名を養成し、合計養成数は、目標値の6,000名を超える6,198名となった。更に、15年度も養成を進め、8月末までに326名を養成している。

3 応急手当の普及啓発

ひとりひとりの応急手当能力の向上を図るための救命(普通・上級)講習は、13年度に582回実施し、11,524名が受講、14年度に645回実施し、13,035名が受講した。15年度も計画的に事業を進め、8月末までに349回実施し、8,351名が受講している。また、普通救命講習の講師の資格を有する応急手当普及員講習は、13年度に19回実施し、390名を養成、14年度に17回実施し、300名を養成した。15年度も計画的に事業を進め、8月末までに8回実施し、203名を養成している。

4 自主防災リーダーの養成

自主防災活動に必要な技術や知識を習得していただき、災害時に地域の防災活動の中心的存在となる人材を養成することを目的に、10年度から開始した自主防災リーダーの養成事業は、13年度に1,911名、14年度に2,413名を養成し、合計養成数は、目標値の6,000名を超える8,902名となった。更に、15年度も養成を進め、8月末までに1,050名を養成している。



**5 防火, 防災講習等の実施**

子どもからお年寄りまで, 市内各所において, あらゆる機会を通じて, 消火器の取扱い訓練や防火・防災講習, 地震の体験会などを開催し, 火災予防の普及促進や災害発生時の初動活動等の防火・防災指導を実施している。13年度は5,472回実施し, 343,941名が参加, 14年度は6,009回実施し, 355,015名が参加した。15年度も計画的に事業を進め, 8月末までに1,743回実施し, 85,653名が参加している。また, 13年度から全区役所, 支所及び消防署(分署)で非常持出品の展示を実施している。

指標 火災件数 335件(2000年) 330件(2002年)

**委員意見**

参加した市民をうまくフォローすることにより意識改革が進み公の担い手に変えていくことができる。(再掲)

防災リーダー修了証を頂戴したが, その後をフォローするものが何もない。例えば修了者を活用したネットワークづくりなどができれば, 行政の負担も少しは軽くできる部分があるのではないかと。放置自転車については, 例えばボランティアによる見張りなど, もう少し放置させないための工夫が必要である。撤去されたものについては, 取りに行く時間と費用がかかるが, 今はそれに対する不満の方が大きく, 「今度からはやめよう」という意識に変わるまでには至っていないのではないかと。市民をうまく巻き込むことで, そうした意識改革も進むと思う。

行政が全部引き受けるのではなく, 市民を巻き込むような仕掛けづくりが不可欠である。(再掲)

環境や災害対策に何らかの手だてが必要なことはよく分かるが, とても大変なことでもある。行政が全部引き受けるのではなく, 教育も含め, 市民が参加して一部を引き受けるような仕掛けをしていかなければ, こうしたたくさんの取組は継続できないのではないかと。市民負担と言うと適切ではないかもしれないが, 市民を巻き込むような仕掛けづくりが不可欠である。

市民のくらしと豊かな文化・歴史の蓄積を守る災害に強い組織づくり

概要

消防・救急体制の充実や地域における防火・防災の中心となる消防団の充実を図る。また、自主防災組織等の活動や防災ネットワークの強化を図ることなどにより、地域ぐるみの防火・防災体制を確立する。

この施策を実現するための項目

- ア 自主防災組織等の活動を通じた地域の防災力の向上
- イ 市民防災会議の創設
- ウ ボランティア活動への支援体制の充実
- エ 消防活動体制の整備
- オ 救急活動体制の充実
- カ 文化財の防災対策の推進
- キ 山の緑を守る防火対策の推進
- ク 防災ネットワークの強化
- チ 市民防災行動計画の策定
- チ 消防活動総合支援施設の整備
- チ ヘリコプター活動体制の充実
- チ 文化財市民レスキュー体制の確立

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 87 市民防災行動計画の策定
- 88 消防活動体制の充実-(1)伏見消防署の整備
- 88 (2)消防活動総合センターの整備
- 88 (3)消防団活動体制の充実
- 89 多様な救急需要に対応できる救急活動体制の充実-(1)救急救命士の養成
- 89 (2)高規格救急自動車の配備
- 89 (3)ヘリコプターによる機動的な救急活動の充実
- 89 (4)京都第二赤十字病院救命救急センターの整備支援
- 90 文化財の防災対策の推進

進捗状況

1 市民防災行動計画の策定

自主防災組織の災害対応力を向上させるため、おおむね町内単位で構成されている自主防災部の皆さんが、自分たちのまちの防災について考え、話し合い、その内容を町内版の防災計画としてまとめる市民防災行動計画は、13年度に53地域、14年度に230地域において策定された。15年度も計画的に事業を進め、8月末までに217地域の行動計画が策定されている。

2 消防活動体制・消防団活動体制の充実

消防体制の充実を図るため、あらゆる災害に対応した迅速確実な消防活動を総合的に支援する消防活動総合センターの整備を13年度から進めており、15、16年度でその一部である活動支援施設を建設する。伏見消防署については、移転改築のため、13年度に実施設計を行った。その他消防署所の整備等として、13年4月に大塚消防出張所を新たに建設、14年4月に神川消防出張所を建設、現在、南浜消防出張所を建設している。また、消防団活動体制の充実のため、消防団器具庫の耐震診断を13年度は40施設、14年度は27施設実施するとともに、14年度に消防団用無線を6消防団6分団にモデル設置した。15年度も計画的に器具庫の耐震診断、消防団無線の設置を進めていく。

**3 救急活動体制の充実**

救急活動体制の充実を図るため、救急救命士を13, 14年度に各15名養成し、15年度も15名を養成する。また、13年度に高規格救急自動車を2台整備し、市内すべての救急隊(24隊)に高規格救急自動車の配備を完了した。更に、現在建設中の南浜消防出張所に救急隊を増隊し、16年度から25隊体制とする。また、14年12月にメディカルコントロール協議会(医師による救急活動の検証, 当該検証に基づく救急救命士の教育, 救急搬送時の医療機関の連携などを調整する協議会)を設置し、更なる救命効果の向上に努めている。

**4 消防・救急ヘリコプターの整備**

消防局のヘリコプターは、2機体制で運用し、遠隔地の救急搬送をはじめ林野火災の空中消火活動や山岳救助活動、大規模災害時の情報収集活動等その機能を活用して、京都市はもとより府内の広域航空消防防災体制の要として活動している。更なる広域航空消防防災体制の充実を図るため、消防・救急ヘリコプター整備検討委員会を設置し、導入後15年が経過している機体を16年度に更新整備するとともに、新たな機能の充実のため、高度化資機材を導入するための調査、検討を実施している。

**5 文化財レスキュー体制の構築**

文化財を火災から守るため、地域住民と文化財関係者が連携することにより、平常時の火災予防や災害発生時の消火、通報、文化財の搬出等の初動活動をより迅速に実施する文化財市民レスキュー体制の構築は、12年度から取組を始め、13年度に60箇所、14年度に42箇所構築された。15年度も計画的に事業を進め、8月末までに16箇所で構築されている。

指標 **市民防災行動計画の策定組織数** 0組織(2000年)      500組織(2003年)

指標 **文化財市民レスキュー体制の確立数** 20件(2000年)      188件(2003年)

**委員意見**

自治会、老人クラブなどの既存のしっかりした団体とうまく連携することが必要である。(再掲)

阪神淡路大震災の時、一早く立ち直ったのは町内会がしっかりしているところだったという話を良く聞く。ところが、防災・災害対策にしても、環境保全にしても、議論の中に京都の自治会や女性会、老人クラブなど、既存の団体に関する言及があまりない。評価は分かれるかもしれないが、既存のしっかりした団体と上手く連携して取り組むことも必要ではないか。

参加した市民をうまくフォローすることにより意識改革が進み公の担い手に変えていくことができる。(再掲)

防災リーダー修了証を頂戴したが、その後をフォローするものが何もない。例えば修了者を活用したネットワークづくりなどができれば、行政の負担も少しは軽くできる部分があるのではないかと。放置自転車については、例えばボランティアによる見張りなど、もう少し放置させないための工夫が必要である。撤去されたものについては、取りに行く時間と費用がかかるが、今はそれに対する不満の方が大きく、「今度からはやめよう」という意識に変わるまでには至っていないのではないかと。市民をうまく巻き込むことで、そうした意識改革も進むと思う。

犯罪や事故のない安全なまちづくり

**概要** 京都市生活安全条例に基づき、市民、事業者、行政及び関係機関が連携し、誰もが安心してらせるまちづくりを推進する。

**この施策を実現するための項目**

- ア 地域が主体となった生活安全対策の推進
- イ 情報提供や啓発活動の推進と人材の育成
- ウ 交通安全対策の推進
- エ 市民の自主的活動への支援
- オ だれもが犯罪や事故から安心してらせる環境づくり
- カ 犯罪や事故発生時の緊急体制の整備と被害者等への支援
- チ 生活安全推進協議会の設置

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

プラン番号 プラン事業名

- 91 各区での生活安全推進協議会の設置
- 92 生活安全に関する情報提供や啓発活動の推進と人材の育成
- 93 交通安全対策の推進

**進捗状況**

**1 各区での生活安全推進協議会の設置**

12年8月に策定した「京都市生活安全基本計画」に基づき、13年度内に全ての区において、生活安全施策の推進母体となる「生活安全推進協議会」を設置した。

**2 生活安全運動期間の設定**

毎年10月11日から20日までの10日間を本市の「生活安全運動期間」と定め、市内各所において啓発物品の配布、パネル展示などの各種広報啓発活動に重点的に取り組んでいる。また、運動期間中に「安心・安全まちづくり京都大会」を開催し、広く市民への防犯意識の高揚に努めている。

**3 京都犯罪被害者支援センターへの助成**

犯罪被害者等を支援することを目的に、「社団法人京都犯罪被害者支援センター」に対し、事業費の助成を行っている。

**4 生活安全推進のための講習会の開催**

地域における生活安全運動のリーダーを育成することを目的に「生活安全推進のための講習会」を開催している。

**5 市民参加型交通安全活動の推進**

第7次京都市交通安全計画(13～17年度)に基づき、安全円滑な道路交通環境の整備、交通公害対策の推進、高齢者の交通安全対策や市民参加型交通安全活動の推進、違法駐車対策や放置車両対策の拡充など交通安全対策を総合的かつ計画的に進めている。

**委員意見**

治安の維持は警察だけの問題ではない。

最近、治安が悪化していると思う。特に、ライトアップなどで夜でも明るいところと、私の住まいの近所など暗いところとの差が大きいのではないかと思う。そうした警察が対応することだけでなく、街灯の整備やまちの明るさづくりなどでは行政もやる必要があると思う。

治安こそ地域の力で行うべきである。

治安は行政に任せるのではなく、自分たちで防犯まちづくりという意識を持つべきだ。本能学区では、夜の道での犯罪件数が増えているといった実態があって、アンケートを採ると80%近くの方が夜を明るくすべきだと回答され、その結果を示して、街灯をつけましょう、門灯をつけっぱなしにしてください、と各家に協力を依頼した。具体的な行動モデルを示していくことで、改善できることが多々ある。

消費者が自立し安心してくらせるまちづくり

**概要** 消費者団体や事業者団体と連携し、消費者が自立し安心してくらせるまちづくりを推進する。

**この施策を実現するための項目**

- ア 消費者問題への理解の促進
- イ 消費者の選択眼を養うための学習機会の提供
- ウ 市民生活センターにおける相談体制の充実
- エ 消費者への情報提供の充実

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

**プラン番号 プラン事業名**

- 94 消費生活向上の取組の推進-(1)消費者啓発, 消費者相談, 消費者教育の充実
- 94 (2)消費者月間事業の推進

**進捗状況**

**1 消費者月間事業の開催**

消費者, 事業者, 行政のパートナーシップのもと, 消費者まつり(13年参加者数53,000人, 14年参加者数30,000人, 15年参加者数34,000人), シンポジウム(13年参加者数215人, 14年参加者数145人, 15年参加者数160人), 市民料理教室(15年参加者数100人), パネル展などの消費者月間事業を開催し, 市民の消費者問題に対する意識の高揚を図っている。

**2 出前講座や消費者生活講座の開催**

悪質商法等の消費者被害の未然防止を図るための出前講座(13年度参加者数518人, 14年度参加者数2,808人)や消費者問題に対する理解を深めるための消費生活講座を開催している。また, 過大包装試買調査員や市民生活モニター(14年度以前は物価モニター)を公募し, 調査を通じて消費者問題に対する意識の高揚を図っている。

**3 市民生活センターでの相談体制づくり**

市民生活センターにおいて, 多様化する相談内容に対応できる体制づくりに取り組んでいる。消費生活相談件数(13年度7,658件, 14年度9,770件), 一般相談件数(13年度9,687件, 14年度13,034件), 法律相談件数(13年度5,316件, 14年5,364件), 税務相談件数(13年度116件, 14年度127件), 交通事故相談件数(13年度1,116件, 14年度1,039件)。

**4 生活情報誌「マイシティライフ」等による情報提供**

市民生活センターに寄せられた消費生活相談やモニター調査結果などをもとに, 消費者被害や消費者問題, 消費者意識に関する分析を行い, 生活情報誌「マイシティライフ」(13, 14年度8回, 15年度6回各4万部)やホームページ, 携帯通信端末向けサイトにより消費生活に係る情報を発信している。

---

委員意見



歩く魅力のあるまちづくり

**概要** まちの美化、自然・歴史的な景観の保全、市街地の町並み整備、道路のバリアフリー化に取り組む、安全快適で歩く魅力のあるまちづくりを推進する。

**この施策を実現するための項目**

- ア まちの美化の推進
- イ 歩くまちにふさわしい景観の形成・保全
- イ(ア) 自然・歴史的な景観の保全
- イ(イ) 市街地における景観形成
- イ(ウ) 水と緑を生かしたまちづくりの推進
- イ(エ) 沿道の景観整備の促進
- イ(オ) 清潔で利用しやすい公衆便所の整備
- ウ まちのバリアフリー化の推進
- エ 観光地や商店街の活性化
- オ 職住共存地区における「歩くまち・京都」の推進

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

プラン番号 プラン事業名

- 95 自然・歴史的な景観の保全
- 96 市街地のきめ細かな景観づくり-(1)町並み景観整備計画の策定
- 97 駅を中心とした地区のバリアフリー化を重点的・一体的に進める交通バリアフリー基本構想の策定・推進
- 98 職住共存地区における「歩いて暮らせるまちづくり」構想の策定・推進

**進捗状況**

**1 あんしん歩行エリア対策事業の推進**

歩行者の安全を確保し、快適で美しいまちを目指すため、「あんしん歩行エリア」対策事業を推進し、市街地の事故発生割合の高い地区等の歩道の設置や交差点の改良等の整備に取り組んでいる。<建設局>

**2 電線類地中化の推進**

「第4期新電線類地中化計画」(11～15年度)に基づき、従来の幹線道路に加え、景観の保全・再生が望まれる主要な地域の整備等を含めて計画を推進し、誰もが歩きやすく美しいまちの整備に取り組んでいる。本計画に基づき、14年度末時点で約40km整備した。<建設局>

**3 自然・歴史的な景観の保全**

8年5月に風致地区の拡大や自然風景保全地区の指定及び歴史的風土特別保存地区の拡大をし、それらの地区に対して規制を行うことによって、本市の北、東、西の三方を取り巻く緑豊かな山紫水明の山並みの景観、山すそから連なる住宅等の景観、及び市街地に残る貴重な里山景観の保全を図っている。<都市計画局>

**4 歩いて暮らせるまちづくり構想の策定とシンボルロード活性化の推進**

職住共存地区における「歩くまち・京都」推進のため、地域住民や事業者、市民団体等からなる「歩いて暮らせるまちづくり推進会議」の取組を支援しており、その取組成果をとりまとめた「歩いて暮らせるまちづくり構想～まちなかをモデルとして」を14年6月に策定した。また、シンボルロードである御池通において、新たなにぎわいの創出と更なる景観の向上の実現のため、地元・沿道事業者、商工会議所、学識経験者、行政で構成する「御池沿道関係者協議会」を14年10月に設立し、将来ビジョンの共有とそれぞれの役割の実行を目指し協議を重ねている。<都市計画局>



**5 京都市交通バリアフリー全体構想の策定**

14年10月に「京都市交通バリアフリー全体構想」を策定し、14の「重点整備地区」の選定等を行った。引き続き、桂地区(阪急桂駅を中心とした地区)及び山科地区(JR、京阪、地下鉄山科駅を中心とした地区)の2地区を対象に、「交通バリアフリー移動円滑化基本構想」策定に向けた取組を進めている。<都市計画局>

**6 駅舎へのバリアフリー化設備の整備事業に対する支援**

鉄軌道事業者が実施する駅舎へのバリアフリー化設備の整備事業に対し、国及び京都府と協調して、毎年度補助金の交付を行っている。12年度は阪急大宮駅(エレベーター1基)、13年度は阪急西京極駅(エレベーター2基)及び京阪伏見稲荷駅(身体障害者対応型トイレ1箇所)、14年度はJR丹波口駅(エレベーター等の設計費)に対し、補助金の交付を行った。<都市計画局>

**7 まちの美化推進住民協定の締結促進**

市民や事業者が、一定の区域を定め、身近で日常的なまちの美化活動を行う、「まちの美化推進住民協定」の締結を促進し、14年度末には15地区167団体を認定している。また、市民や事業者が公共的な場所において行う清掃活動に対してほうきやちり取り等の清掃用具の提供を行うことにより、ボランティア清掃の促進に努めており、14年度は1,050団体、145,000人が参加した。<環境局>

**8 京都市まちの美化推進事業団活動推進**

飲料、たばこ、観光等の業界団体、経済団体及び本市で構成する「京都市まちの美化推進事業団」(15年8月末現在、122会員・4協賛団体)により、本市における代表的な観光地、繁華街、駅、幹線道路等を中心に①清掃活動、②街頭啓発活動、③啓発看板の設置、④回収容器、ごみ容器及び吸い殻入れ等の設置、⑤ボランティア団体の育成などの取組を実施している。14年度は清掃活動を68回、啓発活動を10回実施した。<環境局>

**9 京都市美しいまちづくり推進本部の設置・美しいまちづくりネットワークの発足**

13年度に、まちの美化に関する多面的・横断的な施策や、市民、事業者、行政が協働した取組を展開するため、庁内組織である「京都市美しいまちづくり推進本部」を設置するとともに、美化関係団体による「美しいまちづくりネットワーク」を発足した。<環境局>

**10 美化啓発キャンペーンの実施**

「世界一美しいまち・京都」の実現を目指して、市民やボランティア団体等に参加を呼びかけ、多くの方々の熱意を結集し、15年6月に「美化啓発キャンペーン」(約25団体、150人参加)、7月に「まちの美化・おかみさんサミット」(約70団体、200人参加)を実施した。更に、9月には合計2万人を超える参加者により、「世界の京都・まちの美化市民総行動」を各行政区において開催する(14年度は約280団体、6,000名が参加した。)<環境局>

**11 まち美化パトロール隊の活動推進**

ポイ捨て行為の撲滅及びまちの美観を損ねるものの一掃を目指して、関係団体、地域住民、警察等と連携し、14年8月に「まち美化パトロール隊」を結成、毎月1回河原町通、四条通、木屋町通の3コースにおいて、ポイ捨て防止啓発、清掃活動、不法投棄物の撤去、放置自転車や通行障害物に対する指導等を実施している。<環境局>

**委員意見**

バリアフリー化を進めるには、関係者との協力体制を強化する必要がある。

どういったら一番歩きやすいまちにできるのかといった考えのもと、バリアフリー化を進めていく必要がある。市民との協働ももちろんだが、他の関係機関と協議しながら、より住みやすいまちを目指すというのは、行政の役割だ。これだけ良いプランを持っているのだから、ぜひこれを機会に、検討機関の設置など、関係者との協力体制を強化してほしい。

歩くまちの歩行空間の形成と自転車利用の促進

**概要** 高齢者や車椅子利用者をはじめとして、だれもが安全で快適に利用できる歩行空間を整備する。また、自転車利用環境を整備し、自転車の利用を促進する。

この施策を実現するための項目

- ア 緑豊かで安全・快適な歩行空間ネットワークの形成
- イ 自転車利用環境の整備
- ち だれもが安全で快適に利用できる歩行空間ネットワークの形成
- ち 鴨川に架かる橋の調査・検討や整備
- ち 歩行者支援システム(歩行者ITS)の導入
- ち 自転車等駐車場の整備
- ち 都市型レンタサイクルの普及

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 99 歩くまちの歩行空間の形成推進-(1)歩行者支援システム(歩行者ITS)の検討(再掲)
- 99 (2)だれもが安全で快適に利用できる歩行空間ネットワークの形成(再掲)
- 99 (3)公共建築物のバリアフリー化の推進(再掲)
- 100 鴨川に架かる橋の整備計画の検討
- 101 自転車利用環境の整備-(1)放置自転車対策の強化
- 101 (2)自転車等駐車場の整備
- 101 (3)都市型レンタサイクルの導入促進
- 101 (4)地域の自転車等駐車対策協議会の設置促進

進捗状況

1 あんしん歩行エリア対策事業の推進

歩行者の安全を確保し、快適で美しいまちを目指すため、「あんしん歩行エリア」対策事業を推進し、市街地の事故発生割合の高い地区等の歩道の設置や交差点の改良等の整備に取り組んでいる。

2 電線類地中化の推進

「第4期新電線類地中化計画」(11～15年度)に基づき、従来の幹線道路に加え、景観の保全・再生が望まれる主要な地域の整備等を含めて計画を推進し、誰もが歩きやすく美しいまちの整備に取り組んでいる。本計画に基づき、14年度末時点で約40km整備した。

3 自転車利用環境の整備、利用マナー・ルールの確立の推進

12年3月に策定した「京都市自転車総合計画」に基づき、自転車利用環境の整備、利用マナー・ルールの確立を推進している。自転車等駐車場の整備については、整備を予定している7駅のうち4駅、整備を検討していく対象の40駅のうち5駅の整備を15年度末までに完了させる予定である。また、鉄道事業者の協力を得て、市内4駅で都市型レンタサイクルの導入を促進するとともに、地域住民の皆さん等と協力・連携して、放置自転車等対策を推進するため、京阪伏見桃山駅・近鉄桃山御陵前駅及びJR太秦駅に、地域の自転車等駐車対策協議会を設置した。これまで4回協議会を開催し、自転車等駐車場の設置等について検討を行った。さらに、放置防止啓発員による路上放置防止や自転車等放置防止条例に基づき自転車等撤去を実施している。

4 明日の鴨川の橋を考える会からの提言

9回にわたる「明日の鴨川の橋を考える会」や市民フォーラム等を開催し、地元をはじめ多くの市民の皆さんの活発な議論を経て、14年10月に「明日の鴨川の橋を考える会」から提言を受けた。この提言を踏まえ、鴨川歩道橋(仮称)や鴨川に架かる橋の整備の際には、最大限尊重して取り組んでいく予定である。

## 5 歩行者支援システム(ITS)の検討

すべての人が安全・安心に移動できる空間の形成を目指して、情報通信技術を活用した手法を検討している。本市では、国の統一基準の制定等の動向を踏まえ、調査・検討を進めていく。

### 委員意見

自転車と歩行者が共生できる環境整備が新たな課題である。

車と歩行者の関係で言うと、歩車分離などが進んで随分、安心して歩ける環境が整ってきた。また、歩道の整備も進展し、実感として、歩く人が増えている。ただ、良くなった歩道では歩行者と自転車が共存しているが、特に夕方以降、無灯火でスピードを出して走る自転車が増えており、中高年の歩行者などがヒヤヒヤすることも増えている。自転車と歩行者が共生できる環境をどのようにつくっていくかが新たな課題である。

電動車イスの増加を踏まえた道路整備を考えていくべきである。

歩道を使うのは歩行者や自転車だけでなく、最近は電動車イス（電動スクーター）も増えており、(財)テクノエイド協会からも事故が年々増えている状況が報告されている。歩道がない道路の端（斜めになった部分）でバランスを崩して転倒するというケースも報告されている。高齢社会の中では当然使う人が増えるのだから、道路整備そのものについて考え直さなければ、電動車イスや電動スクーターによる事故が今後ますます増える可能性がある。

歩くまちを支える公共交通の充実

**概要** 歩くまちの実現のため、公共交通輸送サービス網を充実するとともに、公共交通のバリアフリー化などについても推進、支援する。

**この施策を実現するための項目**

- ア 公共交通輸送サービスの充実
- イ バス輸送サービスの充実
- ウ 鉄道輸送サービスの充実
- エ 公共交通のバリアフリー化・低公害化の推進
- オ 公共交通の利用を促進する運賃・乗車券制度の改善

**この施策実現のために推進プランに掲げられた項目**

プラン番号 プラン事業名

- 102 バス輸送サービスの充実-(1)京都府警察の公共車両優先システム(PTPS)への参加
- 102 (2)バス路線の再編
- 103 公共交通のバリアフリー化の推進-(1)ノンステップバスの導入
- 103 (2)交通バリアフリー法に基づく地下鉄施設、車両等の整備

**進捗状況**

**1 公共車両優先システム(PTPS)の導入**

13年4月に、京都府警察と共同で取り組んでいる「公共車両優先システム(PTPS)」が烏丸北大路～西大路四条間(6.5km)で導入され、更に14年4月には西大路四条～九条車庫前間(5.0km、総延長11.5km)まで延長された。京都府警察の発表によると、烏丸北大路～西大路四条間については1運行あたり平均2分53秒、西大路四条～九条車庫前間については同じく平均6分1秒の時間が短縮された。

**2 バス路線再編による利用者の利便性向上**

13年3月にバス系統の見直しを実施し、規制緩和実施に向けての更なる事業の効率化と経営の改善を図るとともに、新たなバス輸送サービスとして観光路線を充実させるなど、利用者の利便性向上に取り組んだ(100号系統の路線延長、102号系統の新設(運行回数:18回))。また、15年3月に、阪急電鉄京都線「洛西口駅」の開業や京都大学桂キャンパスの開校に合わせ、洛西地域においてバス系統の一部見直しを実施(西4号系統の新設(運行回数:22回))するとともに、観光系統の利用状況等を踏まえ、新たに100号系統の運行回数を増加させた(16回→49回)。

**3 ノンステップバスの導入・市バスへの低公害車の導入**

14年度末現在でノンステップバスを市バス全車両755両中122両保有しており、今後導入していく路線バスについても全てノンステップバスとする(15年度 67両導入 → 国基準(保有台数の20%~25%)達成)。一方、低公害車の導入については、14年度末現在で低公害車31両、低燃費車152両、黒煙等減少装置装着車16両保有しており、今後導入していく路線バスについても全て低公害車又は低燃費車とする(15年度 低公害車(天然ガスバス)3両 低燃費車(アイドリングストップバス)64両 黒煙等減少装置(DPF装置)5両)。

**4 地下鉄車両間転落防止装置等の増設**

既存の地下鉄施設、車両に対し、交通バリアフリー法に基づき、12年度から車両間転落防止装置(12年度1編成、13年度3編成、14年度5編成、15年度5編成)、13年度にトイレの点字案内の増設(13駅)、14年度からエレベーター音声案内及び車いす用副操作盤(4駅10台)を設置した。

**5 運賃制度の充実, 企画乗車券の開発**

14年10月に、京都市で開催される大規模な国際会議への参加を対象とした市バス・地下鉄のフリー乗車券である「京都コンベンションパス」の設定を、15年6月には、阪急電鉄京都線「洛西口駅」の供用開始に伴い、洛西地域から同駅及び桂駅の両駅への市バス区間が有効となる「京都市バス・阪急電鉄2WAY連絡定期券」の設定を行うとともに、大学生等を対象とする市バスの通学定期券について、9月1日から均一区間の全路線を利用できることとした。また、16年3月には磁気カード乗車券(トラフィカ京カード)により、バスとバス、バスと地下鉄の乗継割引を実施予定である。また、14年3月から「京都観光一日乗車券」を組み込んだ大手民営鉄道事業者との連携による商品の拡大など企画乗車券の積極的な開発を進め、広域的な旅客の確保に努めてきた。なお、12年4月に700円から500円に値下げを行った市バス専用一日乗車券について、13年8月からバス車内での販売を開始し、更なる利便性の向上を実現している。

指標 市内におけるひとの移動の公共交通機関分担率 48.2% (1998年) 46.7% (2002年)

**委員意見**

歩くまちにふさわしい道路網の整備

**概要** 公共交通機関や自転車が利用しやすく、安全・快適な歩行空間を確保した、歩くまちにふさわしい道路網を整備する。

この施策を実現するための項目

- \* 歩くまちにふさわしい道路網の整備

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

進捗状況

1 電線類地中化の推進

「第4期新電線類地中化計画」(11～15年度)に基づき、従来の幹線道路に加え、景観の保全・再生が望まれる主要な地域の整備等を含めて計画を推進し、誰もが歩きやすく美しいまちの整備に取り組んでいる。本計画に基づき、14年度末時点で約40km整備した。

2 あんしん歩行エリア対策事業の推進

歩行者の安全を確保し、快適で美しいまちを目指すため、「あんしん歩行エリア」対策事業を推進し、市街地の事故発生割合の高い地区等の歩道の設置や交差点の改良等の整備に取り組んでいる。

3 道路網の整備

安心で快適な歩行空間を目指し、市内の交通渋滞を解消させ、交通安全に配慮した道路網の整備を推進している。都心部への車の流入や通過交通を防ぐため、京都高速道路及び第二外環状道路の整備を促進するとともに、慢性的な交通渋滞を解決するため、第二久世橋(仮称)をはじめとする都市計画道路網等の整備や生活道路の整備を推進している。また、安全で快適な自転車走行空間の整備を目指し、自転車歩行者道の整備を推進しており、12年度から14年度末までに2,508m整備した。

委員意見



歩くまちをつくる新しい交通政策の推進

**概要** 歩くまちの実現のため、地域の住民や事業、その他の関係機関が一体となって、自動車交通に過度に依存しない歩くまちにふさわしい交通体系の確立を目指す。

この施策を実現するための項目

- \* 歩くまちをつくる新しい交通政策の推進
- ち 交通需要管理施策(TDM施策)の推進
- ち 軽量軌道公共交通機関(LRT)等の新しい公共交通のあり方の検討

この施策実現のために推進プランに掲げられた項目

プラン番号 プラン事業名

- 104 交通需要管理施策(TDM施策)の推進
- 105 軽量軌道公共交通機関(LRT)などの新しい公共交通のあり方の検討

進捗状況

1 交通需要管理施策(TDM施策)による交通社会実験の実施

観光地の交通対策として、13年度からの2箇年で京都を代表する観光地である嵐山において交通需要管理施策(TDM施策)による交通社会実験を実施した。実験の計画、実施に当たり、地元自治会、商店街をはじめとする関係事業者で構成する「嵐山交通対策研究会」を設置し、取組を推進した。

2 新しい公共交通の検討

軽量軌道公共交通機関(LRT)などの新しい公共交通の検討については、14年度から国内外の先進事例の収集・分析を行い、新しい公共交通システムのあり方及び導入に係わる課題の整理を行っている。

3 「歩くまち・京都」交通まちづくりプランの策定

高齢者や身体に障害のある人を初めとするすべての人が安全で快適に歩き、移動できる「歩くまち・京都」の実現を目指して、今後のTDM施策推進の指針となる「歩くまち・京都」交通まちづくりプラン(京都市TDM施策総合計画)を15年6月に策定した。



**委員意見**

渋滞解消のため、施策間の連携を図ることを期待する。

紅葉の季節になるとすごい渋滞が起きる。近くにバスプールをつくり、観光バスを誘導するか、自家用車を規制することが必要だと考える。あるいは、住民向けに別のルートがあることを行政から提示するといったソフトな工夫で対応することも可能だと考える。このことは二酸化炭素の削減などにも関わる問題であり、行政の観光、市民生活、交通などの連携で、市民の意見を聞きながら、施策間の連携を図ることを期待する。

渋滞の解消は内科的な療法で対処すべきである。

昔なら市営駐車場をつくるか、バイパスを1本通すといった外科手術的なやり方で交通問題は解決した。しかし、今は景観や環境的な側面からも、外科手術的なやり方は禁じ手だ。調査をし、利用形態を把握して規制をする内科的な療法で対処するしかない。

観光渋滞への対処も地域でできることがある。

観光に伴う渋滞の問題についても、5年前にはどこかにバスプールをつくらなければいけないという計画があったが、事態は先に進んでしまい、どうにもならないところまで来ている。車が渋滞しても歩ける横道は東山にもたくさんあるが、それが真っ暗で夜は誰も人が通らないといった状況だ。地図を見て歩けば抜け道が見つかるが、地域でそうしたマップを手づくりでつくるといった治療方法もある。